

## はじめに

わが国の自殺者数は、平成10年に年間3万人を超えて以来、高い水準で推移しており、本町においても毎年10人前後の尊い命が失われています。

このような状況において、平成28年4月に国の「自殺対策基本法」が改正され、各市町村に、生きることの包括的な支援を基本理念とした市町村自殺対策計画策定が義務付けられました。さらに、平成29年7月には「自殺総合対策大綱」の見直しが行われました。この大綱の中で、地方公共団体は国と連携し、各関係機関や団体と緊密に連携・協働しながら、自殺対策を推進することがうたわれています。

このことから、本町では、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ松前町」を基本理念とした「松前町自殺対策推進計画」を策定いたしました。

自殺対策は、「生きることの包括的な支援」であり、地域づくりそのものです。誰も自殺に追い込まれることのない地域を目指すためには、住民の皆様はもとより、自殺対策におけるネットワーク作りが必要となります。本計画に基づいて、関係機関・団体との連携を一層強化しながら、「自殺は防ぐことができる」という信念の下に、総合的な対策に取り組んで参ります。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な御意見を賜りました松前町自殺対策推進委員会の皆様をはじめ、関係各位、町民の皆様にご心から感謝を申し上げます。



平成31年3月

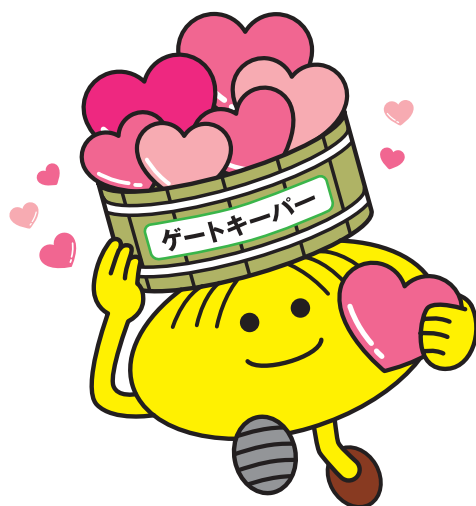
松前町長 岡本 靖

# 目次

第1章	計画策定の背景	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の基本理念と基本認識	
3	計画の位置付け	
4	計画推進期間	
5	計画の数値目標	
第2章	松前町の自殺の現状と関連するデータ	11
1	自殺の現状	
2	第2次松前町健康づくり計画中間評価における調査の結果分析	
3	松前町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における調査の結果分析	
第3章	松前町の自殺対策における取組	29
1	施策体系	
2	基本施策	
	【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化	
	【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成	
	【基本施策3】 町民への啓発と周知	
	【基本施策4】 生きることの促進要因への支援	
	【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
3	重点施策	
	【重点施策1】 高齢者対策	
	【重点施策2】 生活困窮者対策	
	【重点施策3】 無職者・失業者対策	
4	評価指標	
第4章	自殺対策の推進体制	55
第5章	資料	59
	松前町自殺対策推進委員会要綱	
	松前町自殺対策推進委員会名簿	
	計画の策定経過	
	松前町生きる支援関連施策（各課）	

# 第1章

## 計画策定の背景



## 第1章 計画策定の背景

### 1 計画策定の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定されて以降大きく前進しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中でも最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年に、自殺対策基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間格差を解消し、誰もが支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

これらの背景を踏まえ、松前町においても「生きる支援」に関連する事業を総動員して、全町的な取組として自殺対策を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ松前町」の実現を目指すため、本計画を策定するものです。

## 2 計画の基本理念と基本認識

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と示しています。自殺総合対策の基本方針を受けて、松前町は下記の通りとします。

### 【基本理念】

誰も自殺に追い込まれることのない

生きる道をつなぐ松前町 を目指す

### 【自殺総合対策大綱の基本理念】（抜粋）

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

## 1 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺に至る可能性が高まります。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

## 2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因になり得る生活困窮、いじめ、虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、こうした様々な分野の生きる支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度等との連携を推進することや、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等の各種施策の連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられる地域社会づくりを進めていくことが重要です。

### 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺のリスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

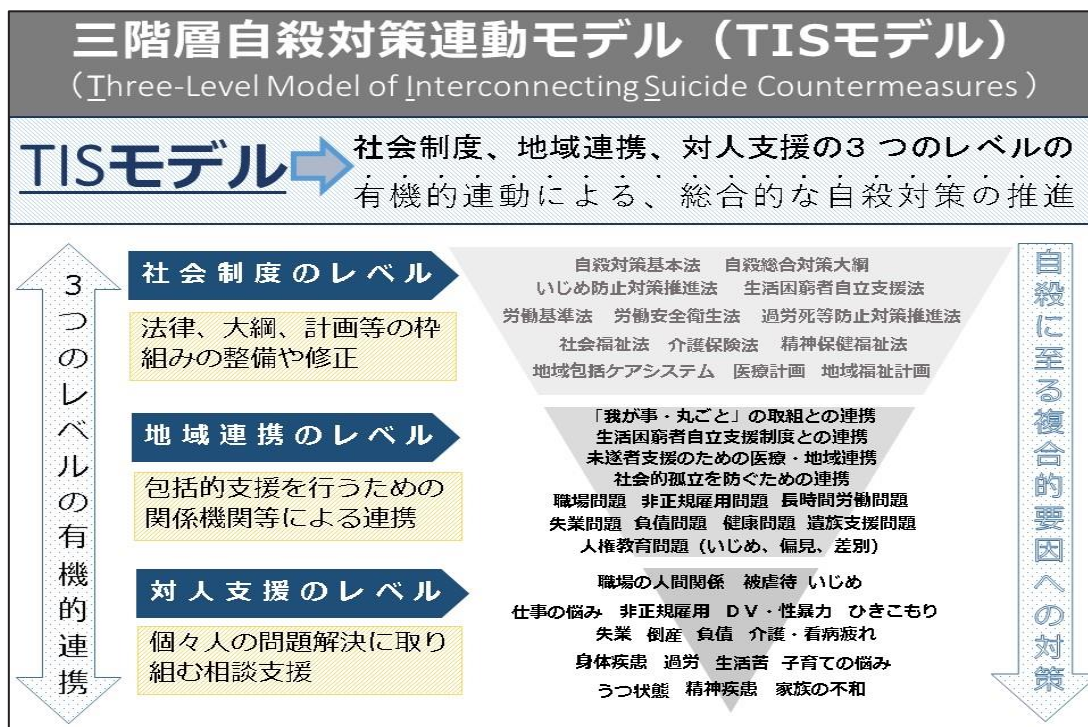
これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに、「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危険対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOS の出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。



資料：三階層自殺対策連動モデル（自殺総合対策推進センター資料）



4

実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての町民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

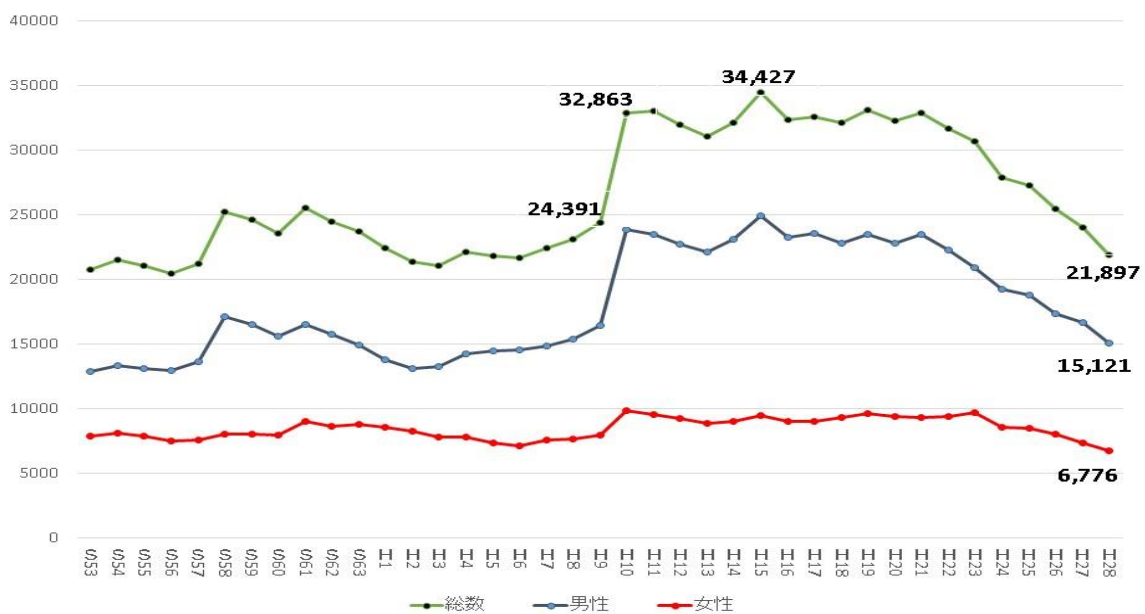


## 5 関係者との役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県・市町、関係団体、民間団体、企業、そして、なにより町民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進していくことが必要です。

「誰もが自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ松前町」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たち一人ひとりが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

【日本の自殺者数の推移（平成29年版「自殺対策白書」より）】



資料：警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

### 3 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

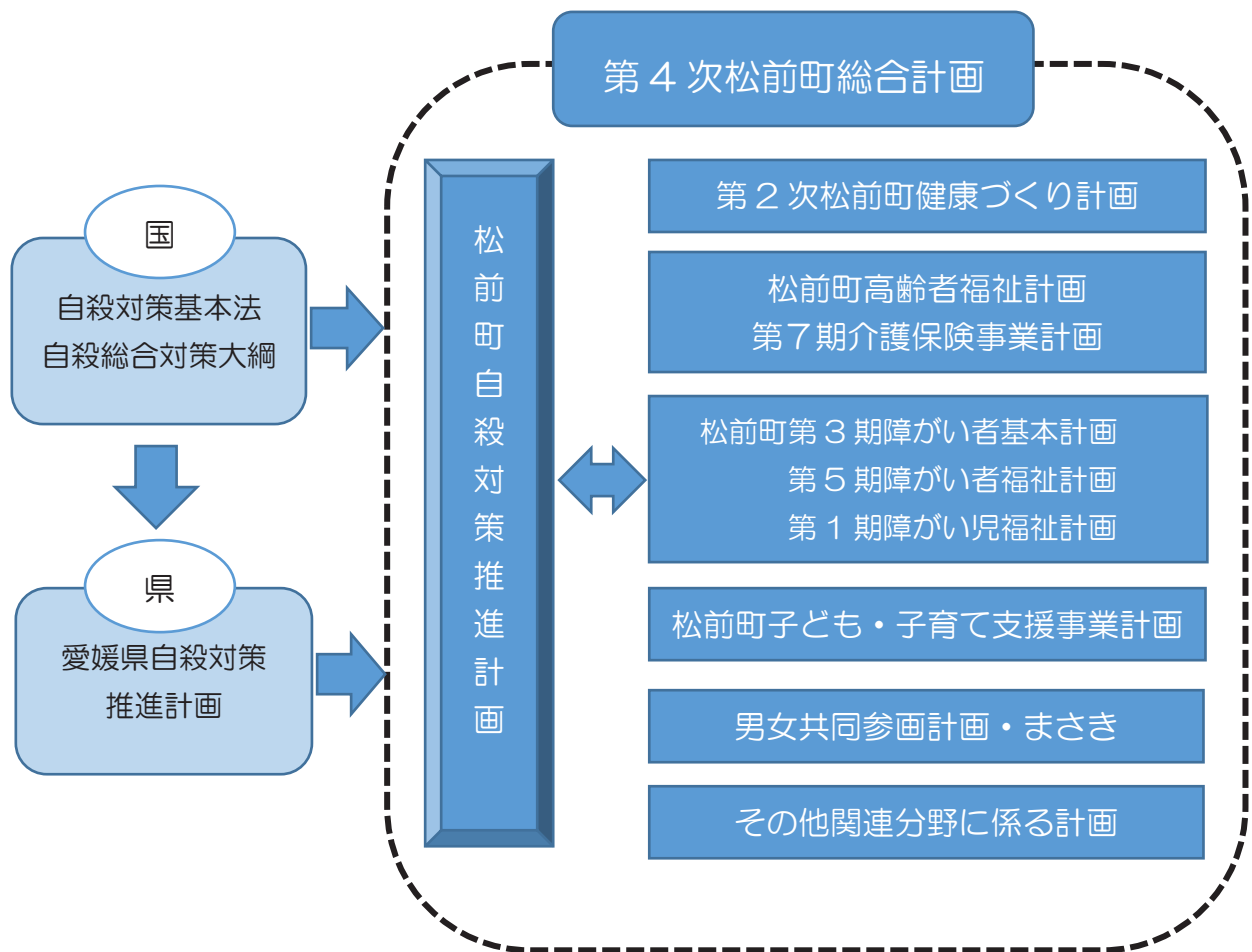
#### ■自殺対策基本法（抜粋）■

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策について計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

【計画体系のイメージ図】



#### 4 計画推進期間

国の自殺総合対策大綱については、おおむね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の推進期間は、2019年から2023年までの5年間とします。

また、国の政策と連動する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 5 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年までには、自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減らし、13.0以下とすることを目標として決めました。

こうした国の方針を踏まえつつ、本町では当面の目標値として、2017年の年間の自殺死亡率22.7を、2023年までの5年間は、特に計画推進に力を入れ、おおむね20%減少の18.1以下とします。更に10年後は、2017年より30%の減少の15.9以下を目指すこととします。

### ■数値目標■

2017年		2023年		2028年
22.7	→	18.1	→	15.9

\*自殺死亡率とは・・・

人口10万人あたりの、年間自殺死亡者数。

$$\text{地域の自殺者数} \div \text{人口} \times 100,000$$

例えば) 2017年において松前町の人口が10万人とした場合、自殺で22人が亡くなることを意味しています。

## 第2章

# 松前町の自殺の現状と関連するデータ

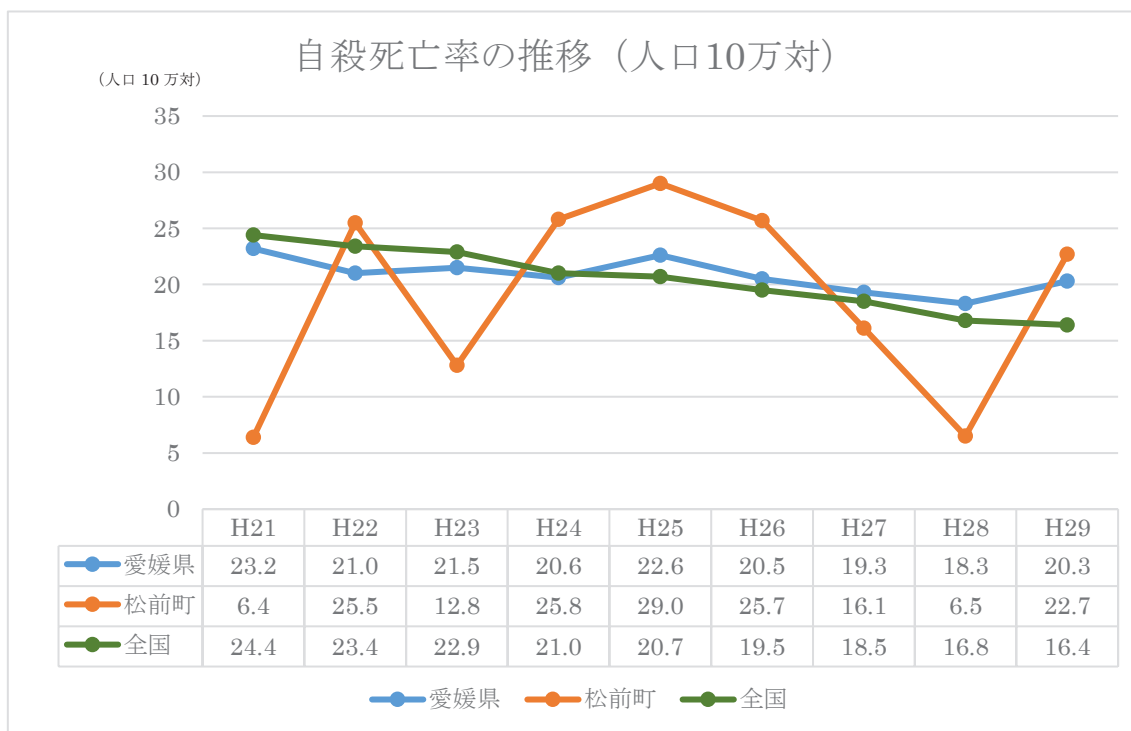


## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

### 1 自殺の現状

#### (1) 自殺死亡率の推移

国の自殺死亡率は、平成21年以降減少しており、愛媛県は、国より高い状況にはありますが、減少傾向です。松前町も、上下しながらも減少傾向でしたが、平成29年度は増加していました。



資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康課作成

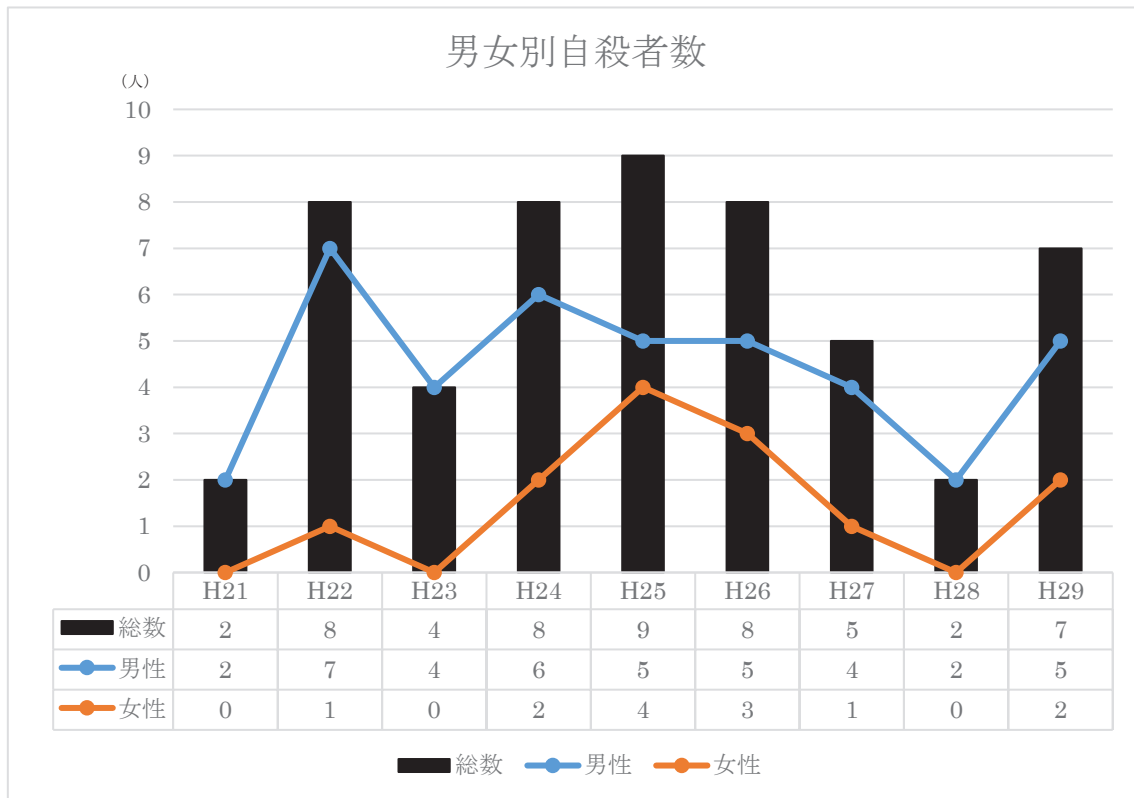
自殺者数に関連する統計で主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられます。

厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計である一方、警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び居住地を基にしています。



## (2) 男女別自殺者数の推移

平成21年から29年までの松前町の年間自殺者数は、10名以下となっています。毎年、男性が女性の数を上回っています。



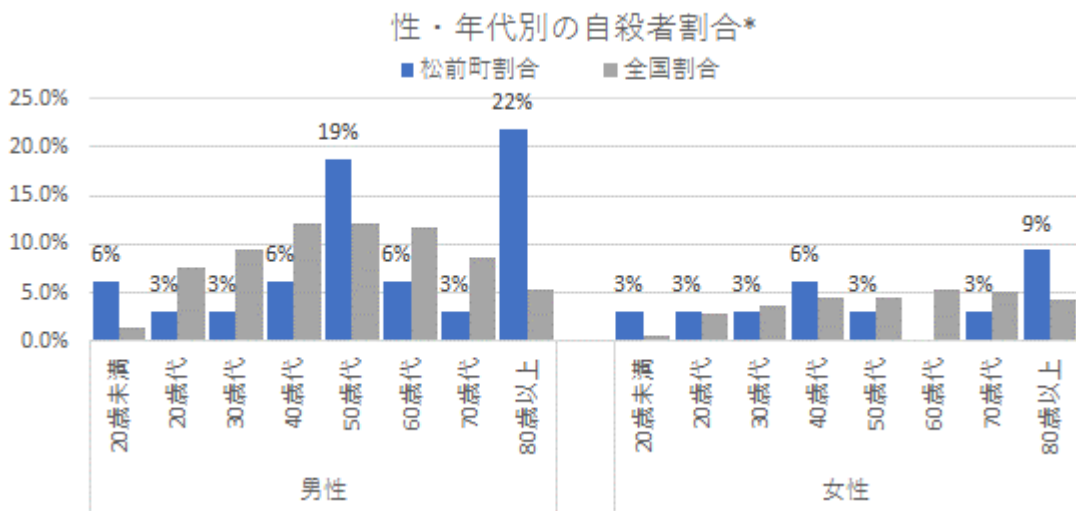
資料：厚生労働省「人口動態統計」より健康課作成

## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

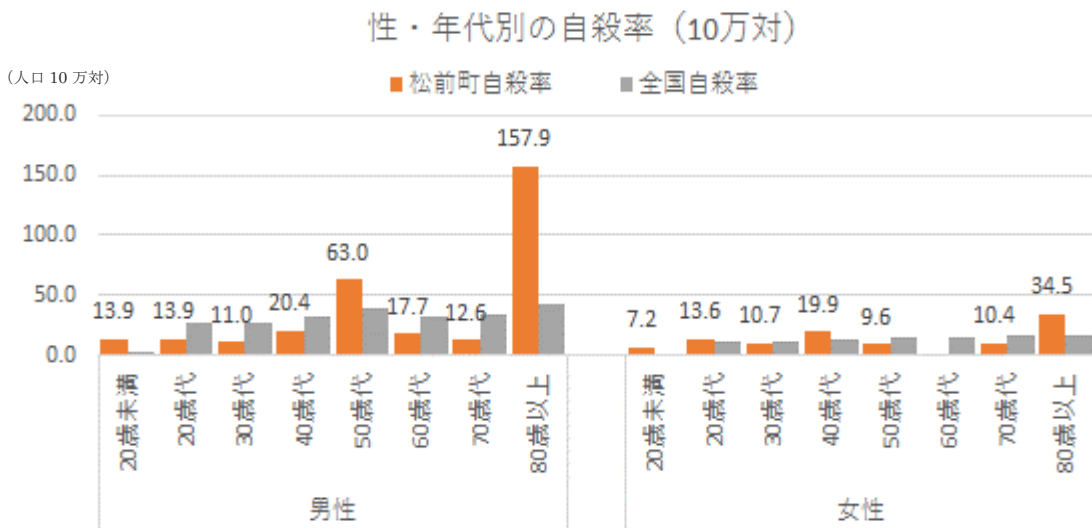
### (3) 性・年代別の自殺者割合

平成24年から28年までの松前町における自殺者割合について、性別・年齢階級別で見ると、「80歳以上・男性」、「50歳代・男性」、「80歳以上・女性」の順で高く、全国よりも高い傾向にあります。

性・年代別（H24～28年平均）（自殺統計（自殺日・住居地））



※自殺割合は全自殺者に占める割合を示す



資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

(4) 松前町におけるリスクが高い対象群

松前町の自殺者の5年間の累計について、性別・年齢・職業・同居人の有無による自殺者数や自殺死亡率を比較すると、自殺が最も多い区分が「男性・60歳以上・無職・同居」、「男性・40～59歳・無職・独居」であり、次いで「男性・60歳以上・無職・独居」、「女性・40～59歳・無職・同居」、「女性・60歳以上・無職・同居」と続きます。

上位5区分※1	松前町の実態			全国の傾向
	自殺者数 5年計	割合	自殺率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位 男性 60歳以上 無職同居	7	21.9%	53.6	失業（退職）→生活苦+介護の 悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位 男性 40～59歳 無職独居	4	12.5%	1551.7	失業→生活苦→借金→うつ状態 →自殺
3位 男性 60歳以上 無職独居	3	9.4%	181.7	失業（退職）+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲観→ 自殺
4位 女性 40～59歳 無職同居	3	9.4%	29.5	近隣関係の悩み+家族間の不和 →うつ病→自殺
5位 女性 60歳以上 無職同居	3	9.4%	14.3	身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺

資料：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2017）」

※1 順位は、自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

※2 自殺率の母数（人口）は、平成27年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターで推計した。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは  
 NPO 法人ライフリンクが行った実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており（P16参照）、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。

上記表の「背景となった主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

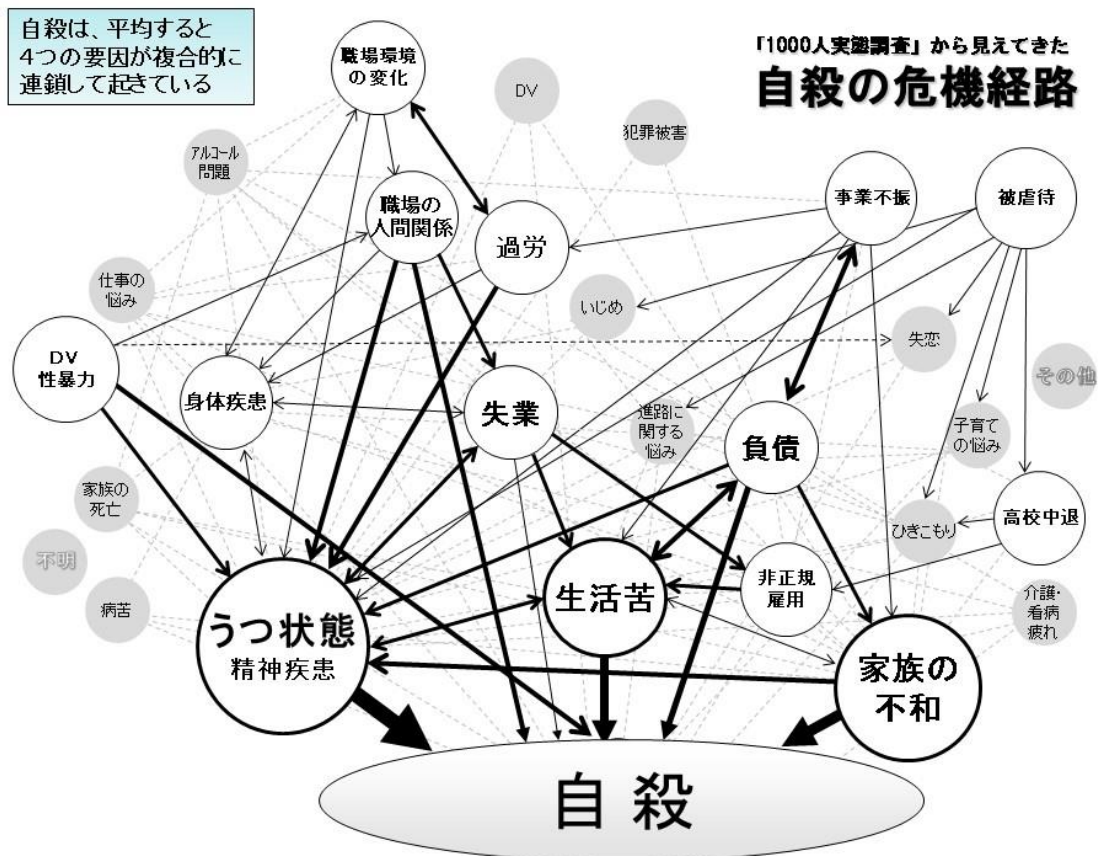
参考：自殺の危機経路

NPO法人自殺対策支援センターライフリンクが行った「自殺実態1000人調査」では、「自殺の危機経路」を以下の図のように示しています。

この図中の○印の大きさは、自殺要因の発生頻度を表しており、大きいほど要因の頻度が高いことを示します。また、矢印の太さは、各要因間の因果関係の強さを表しています。

この図からは、直接的な要因としては「うつ状態」が最も多いものの、その状態に至るまでには、複数の要因が存在し、連鎖していることが分かります。

この調査では、自殺に至るまでに「平均4つの要因」を抱えていることが明らかになっています。



資料：NPO法人ライフリンク「自殺の危機経路」

## 2 第2次松前町健康づくり計画中間評価における調査の結果分析

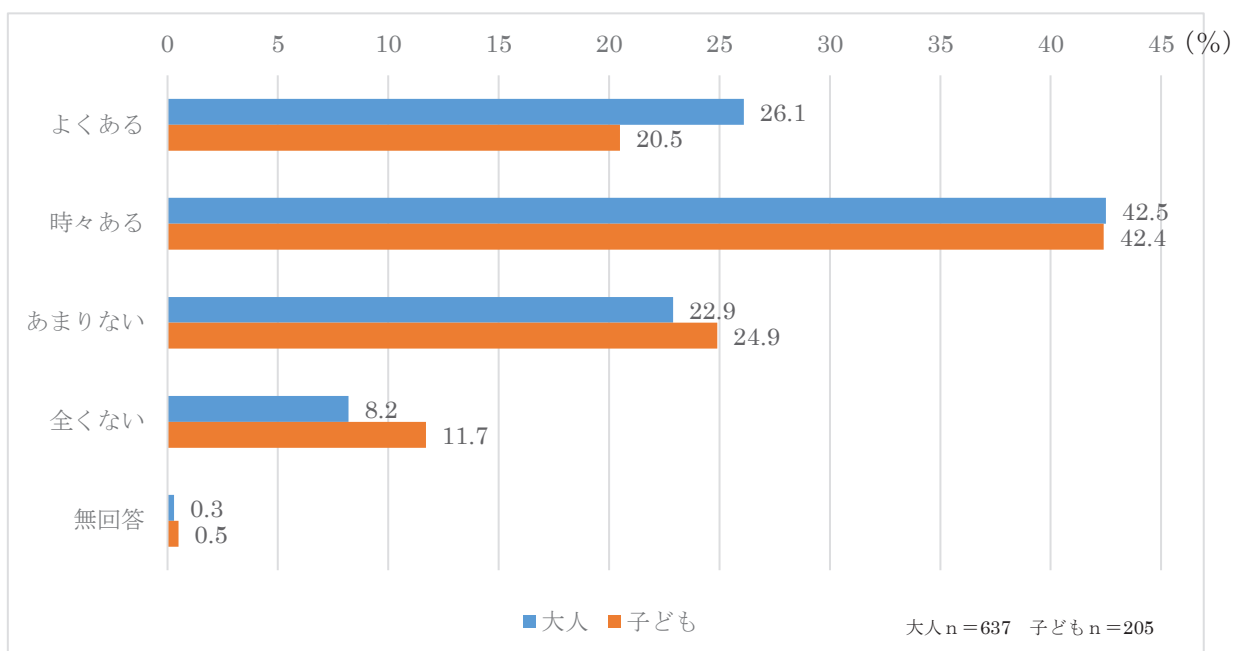
平成29年度に、第2次松前町健康づくり計画における中間評価の実施に伴い、子ども（小学5年生及び中学2年生）（444人）、大人（17歳（高校3年生相当年齢）、20～79歳）（1,556人）に対して、アンケート調査を実施しました。

回収数は、大人637人（40.9%）、子ども205人（46.2%）となっています。この内容から、本計画作成の参考データになるものを以下に示します。

問1）最近1か月の間に、ストレスを感じたことがありますか。

大人では「時々ある」が42.5%で最も多く、次いで「よくある」が26.1%となっており、両方合わせるとストレスを感じている人が7割近くを占める結果となっています。平成24年の調査では「よくある」19.1%、「時々ある」48.2%であり、若干増加しています。

子どもでは「時々ある」が42.4%で最も多く、次いで「あまりない」24.9%、「よくある」20.5%となっています。平成24年の調査では、「よくある」16.8%、「時々ある」38.6%であり、比較すると平成29年度は大幅に増加しています。

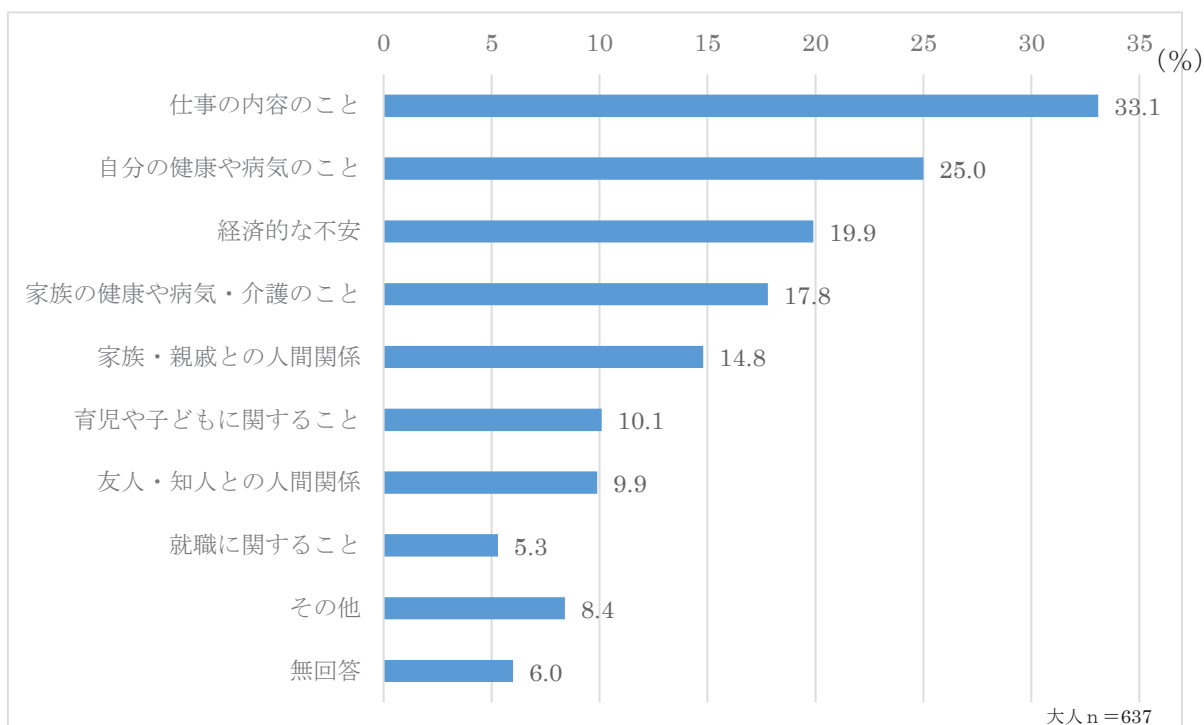


## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

### 【大人のみ】

問1-1) ストレスの原因は何だと思えますか。(複数回答)

「仕事の内容のこと」が33.1%で最も多く、次いで「自分の健康や病気のこと」が25.0%、「経済的な不安」が19.9%、「家族の健康や病気・介護のこと」が17.8%、「家族・親戚との人間関係」が14.8%となっています。

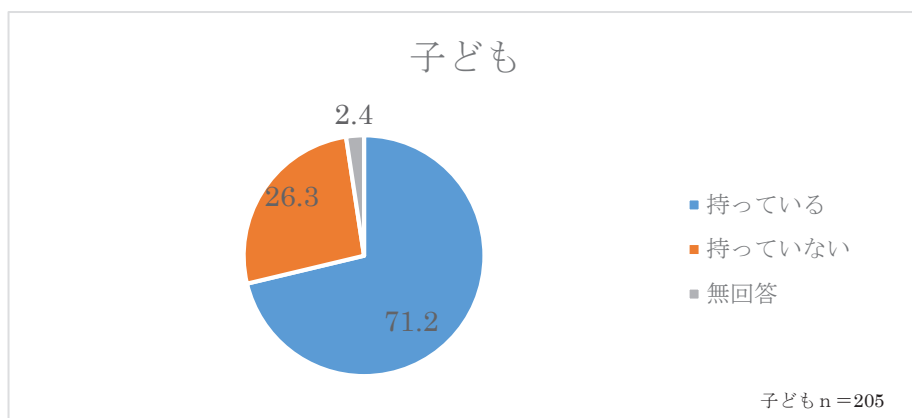
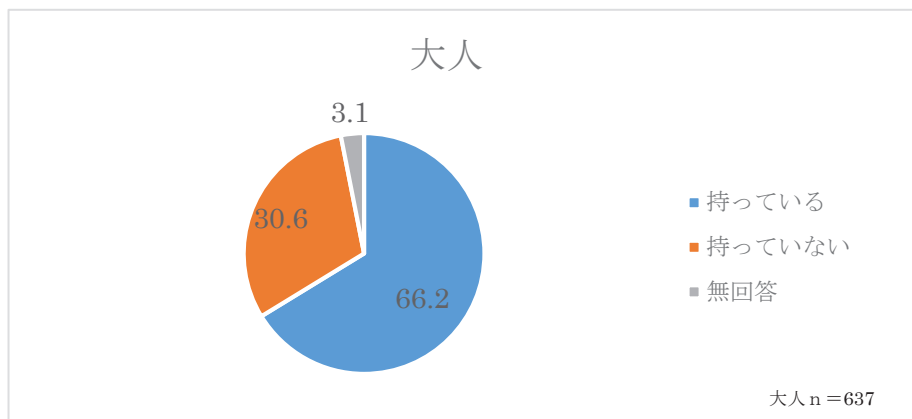




問2) ストレスを解消する手段を持っていますか。

大人では、「持っている」が66.2%、「持っていない」が30.6%となっています。平成24年度の調査では、「持っている」が65%と大半を占め、「持っていない」が18.1%となっていました。平成29年は「持っていない」と回答した人が増加しています。

子どもでは、「持っている」が71.2%、「持っていない」が26.3%となっています。平成24年度の調査では、「持っている」59.4%、「持っていない」29.7%となっていました。平成29年度は、ストレス解消法を持っている人が大幅に増加し、改善傾向にあります。

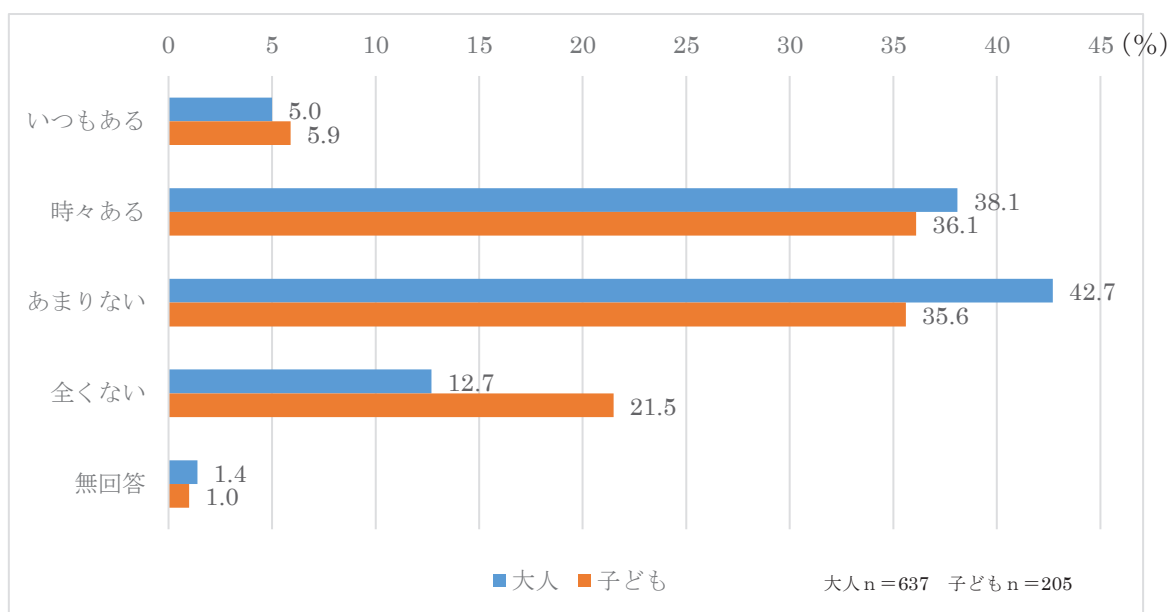


## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

問3) 日常生活の中で、精神的にくたくたになることがありますか。.....

大人では、「あまりない」が42.7%で最も多く、次いで「時々ある」が38.1%、「全くない」が12.7%となっています。平成24年の調査では、「いつもある」7.5%、「時々ある」13.2%であり、精神的にくたくたになることがある人の割合が増加しています。

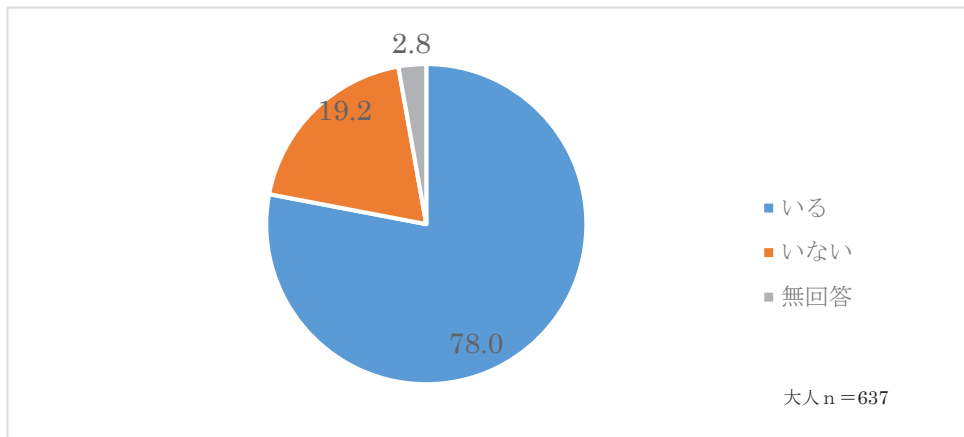
子どもでは、「時々ある」が36.1%で最も多く、僅差で「あまりない」が35.6%、「全くない」が21.5%となっています。平成24年の調査では、「いつもある」6.9%、「時々ある」17.8%であり、大人同様に精神的にくたくたにある人の割合が増加傾向にあります。



【大人のみ】

問4) 心配事や悩み事を相談する相手はいますか。

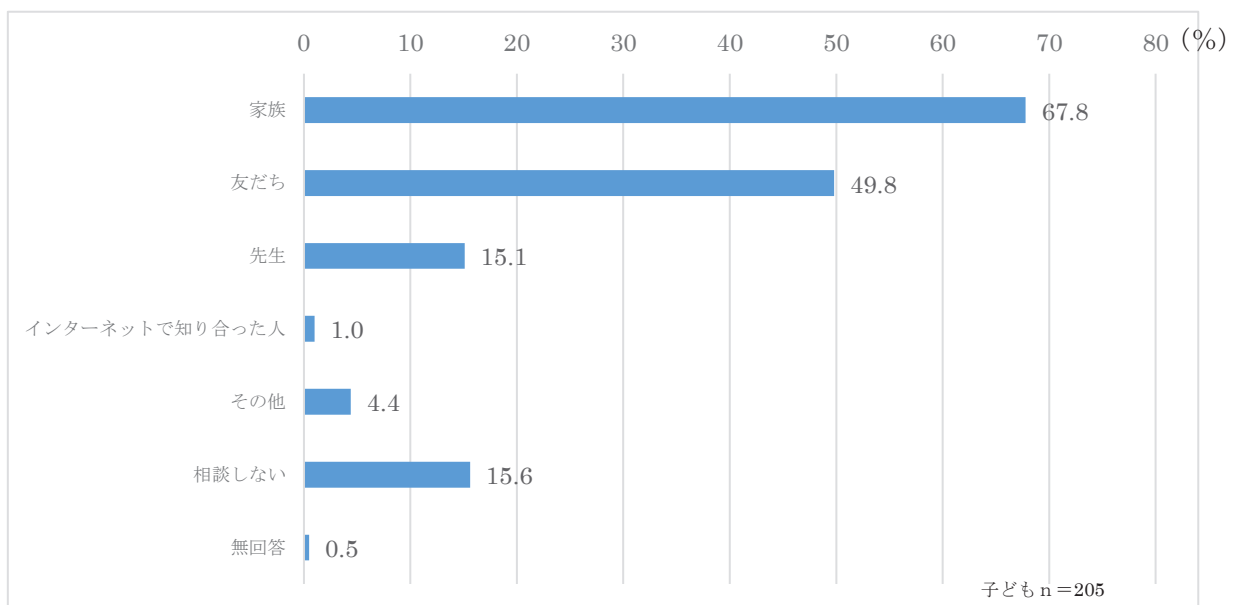
「いる」が78.0%、「いない」が19.2%となっています。



【子どものみ】

問5) 何か困ったことや悩みがある時、誰に相談しますか。(複数回答)

「家族」が67.8%で最も多く、次いで「友だち」が49.8%、「先生」が15.1%となっています。また、「相談しない」は、15.6%となっています。

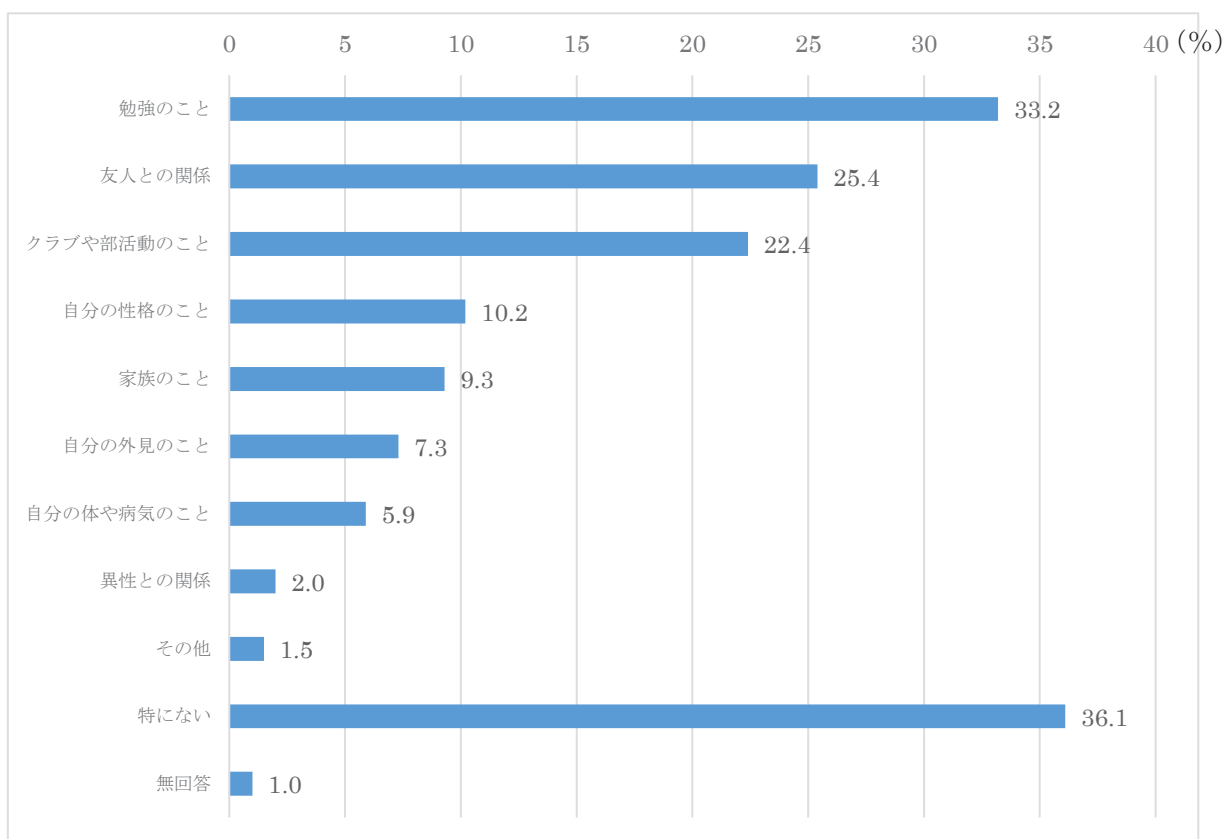


## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

### 【子どものみ】

問6) 最近どんなことで悩むことが多いですか。(複数回答)

「勉強のこと」が33.2%、次いで「友人との関係」が25.4%、「クラブや部活動のこと」が22.4%となっています。また、「特にない」との回答が36.1%で最も多くなっています。



子ども n=205

### 3 松前町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画における調査の結果分析

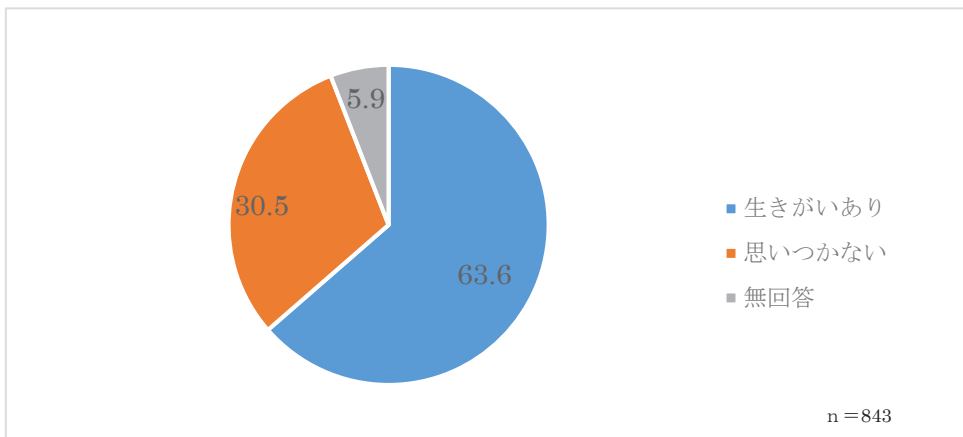
(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より引用)

平成29年度に、松前町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定に伴い、65歳以上の「要介護認定を受けていない方」又は「要支援1・2の認定を受けている方」の中から無作為抽出された高齢者（1,000人）に対し、アンケート調査を実施しました。

回収数は、843名（84.3%）となっています。この内容から、本計画作成の、参考データになるものを以下に示します。

問1) 生きがいがありますか。

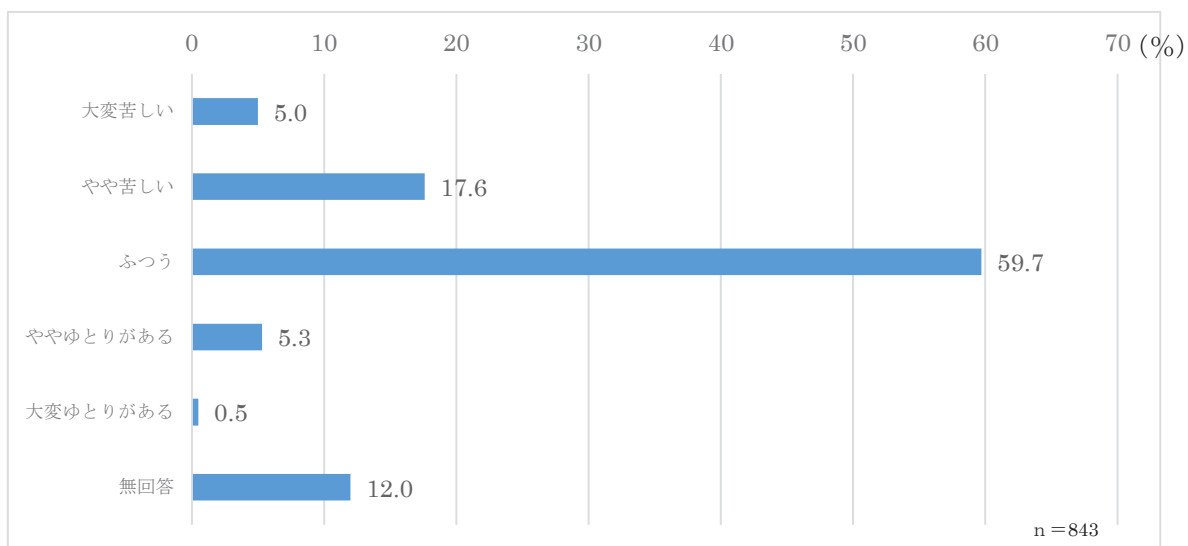
「生きがいあり」が63.6%、「思いつかない」が30.5%となっています。



## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

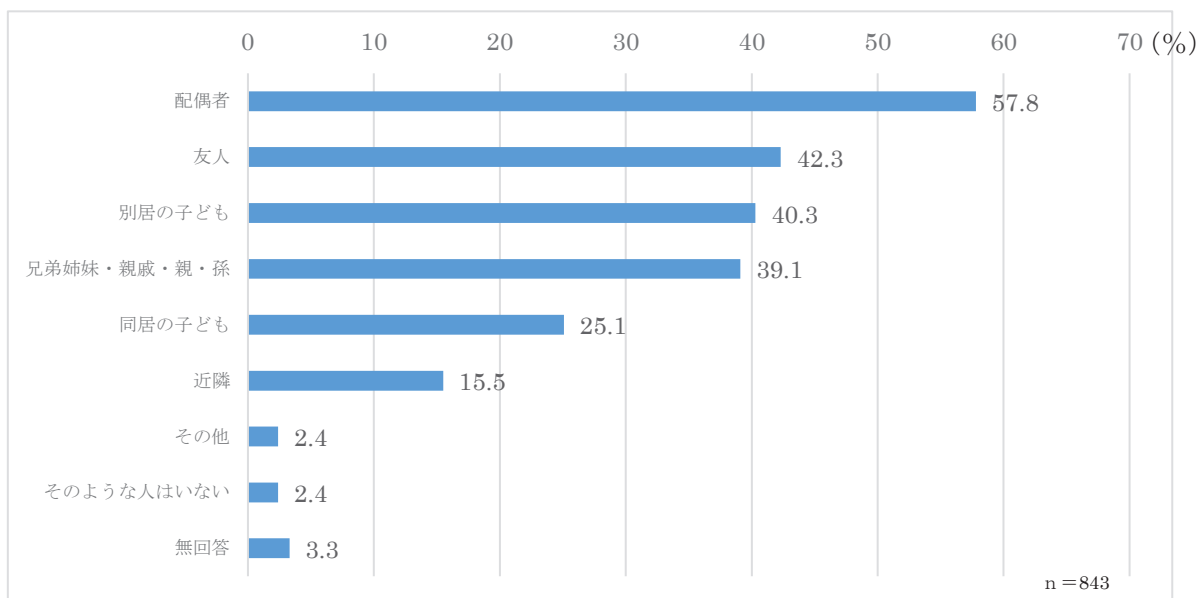
問2) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか。

「ふつう」が59.7%で最も多く、次いで「やや苦しい」が17.6%、「ややゆとりがある」が5.3%となっています。



問3) あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人はいますか。(複数回答)

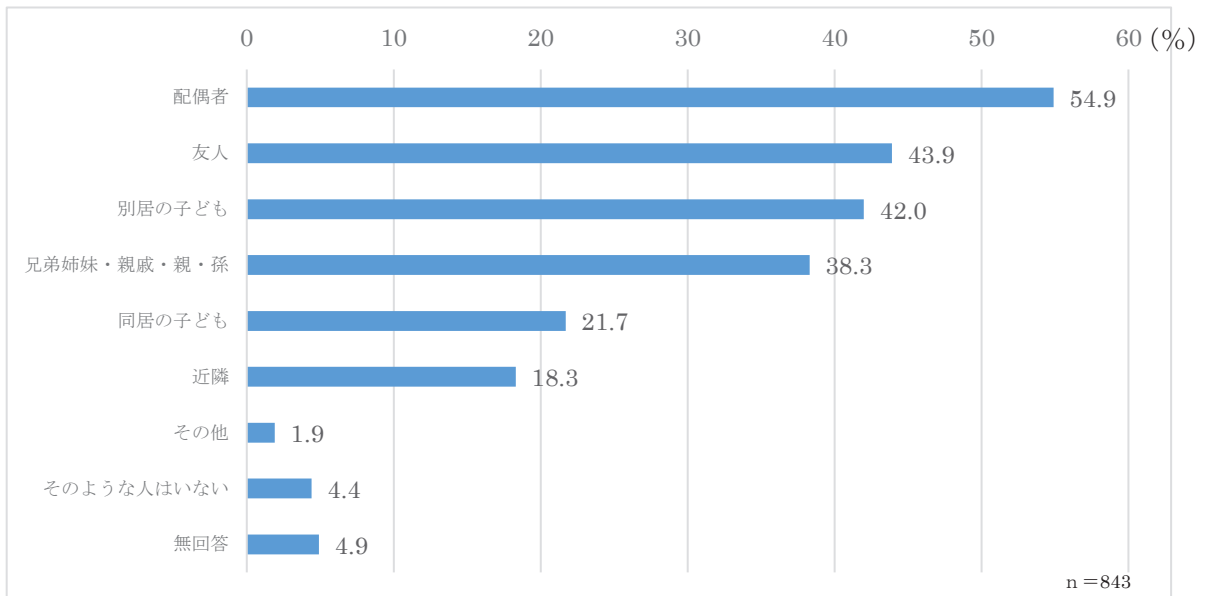
心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が57.8%で最も多く、次いで「友人」が42.3%、「別居の子ども」が40.3%となっています。





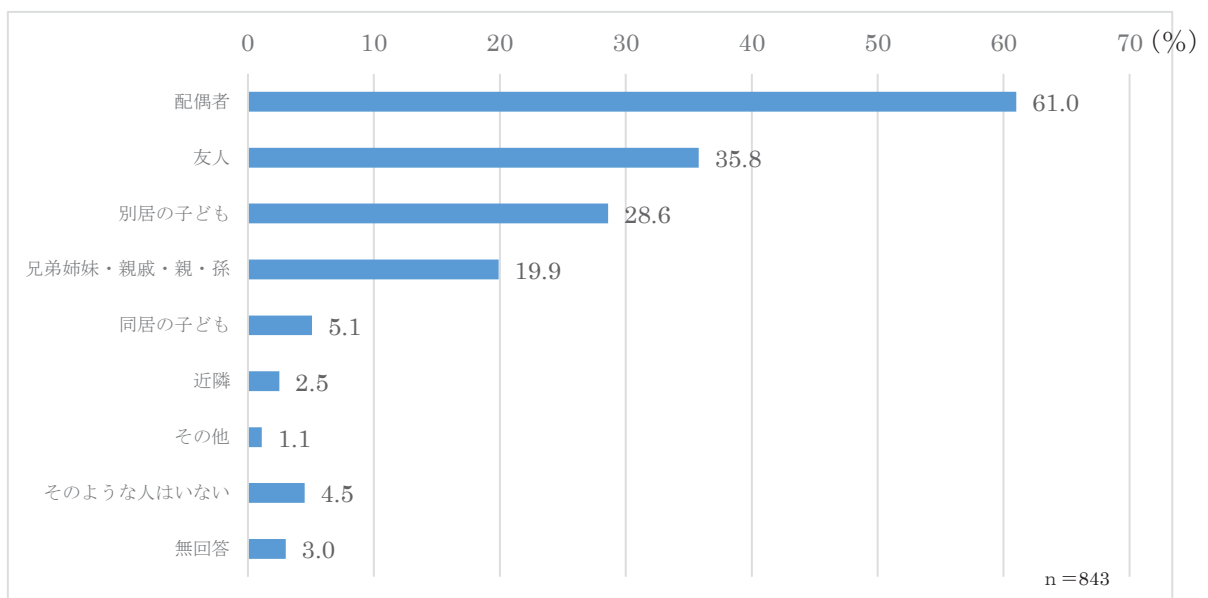
問4) あなたが心配事や愚痴を聞いてあげている人はいますか。(複数回答)

心配事や愚痴を聞いてあげる人は、「配偶者」が54.9%で最も多く、次いで「友人」が43.9%、「別居の子ども」が42.0%となっています。



問5) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人はいますか。(複数回答)

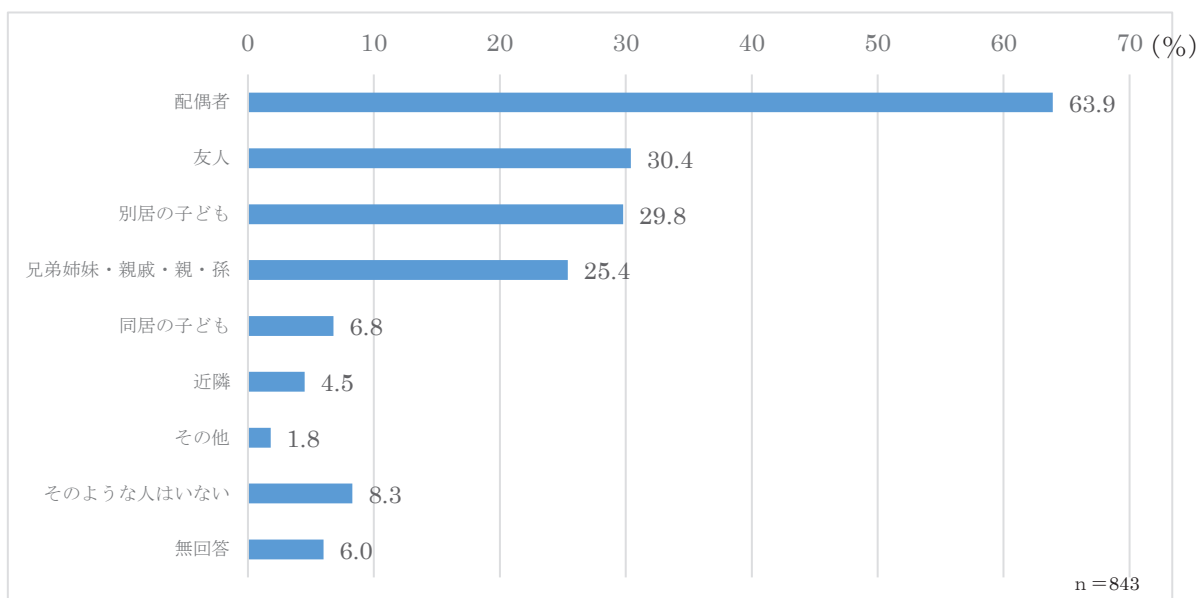
「配偶者」が61.0%で最も多く、次いで「友人」が35.8%、「別居の子ども」が28.6%となっています。



## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

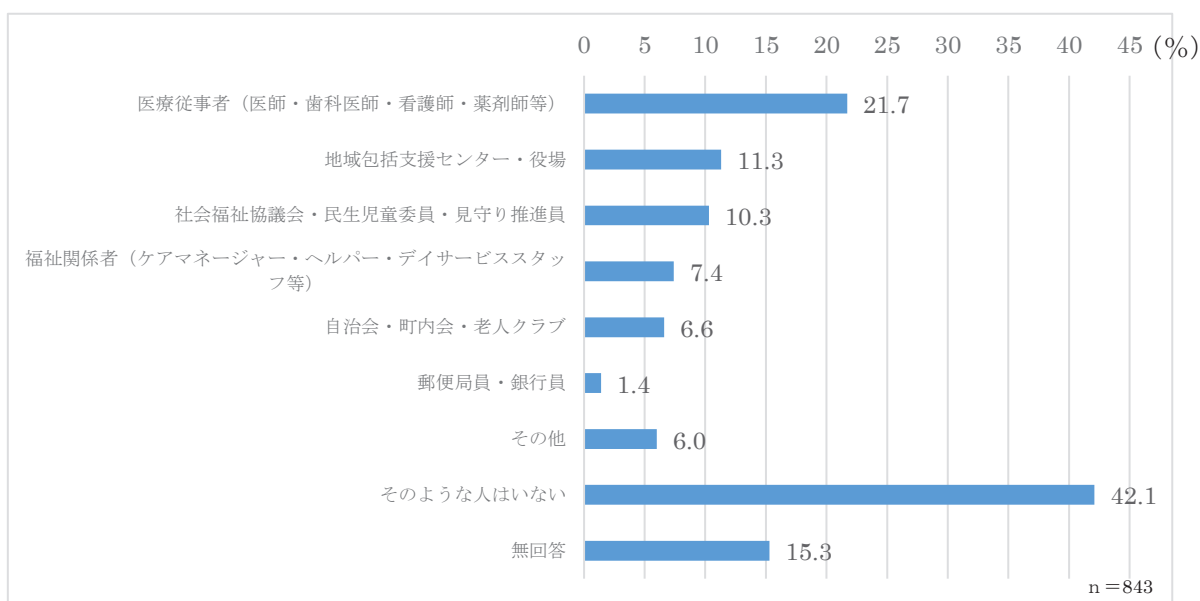
### 問6) 看病や世話をししてあげる人はいますか。(複数回答)

「配偶者」が63.9%で最も多く、次いで「友人」が30.4%、「別居の子ども」が29.8%となっています。



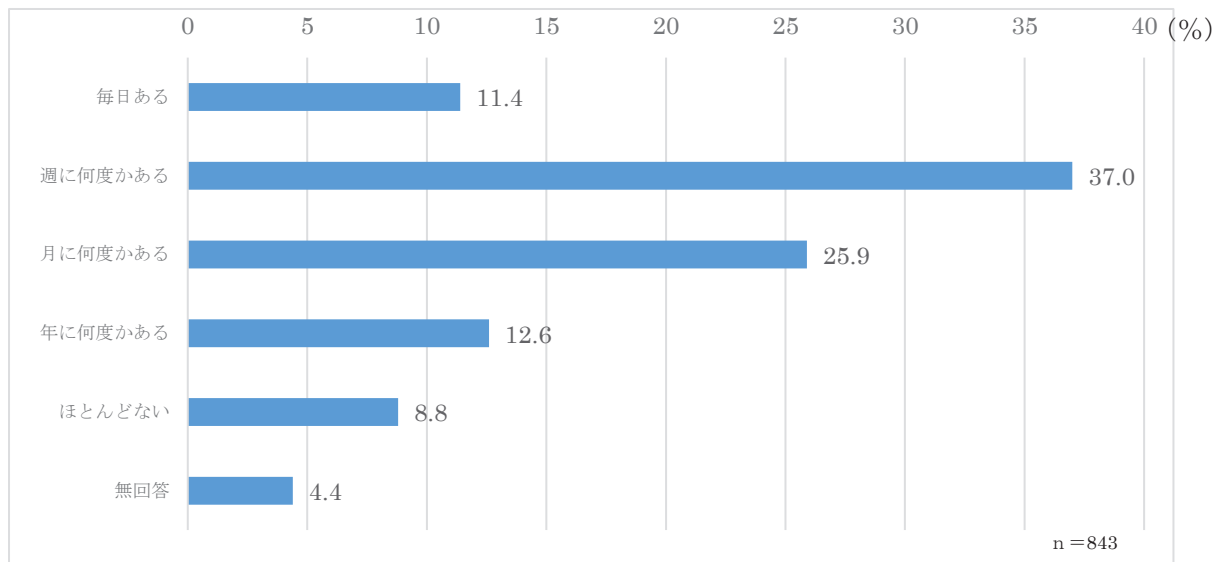
### 問7) 家族や友人・知人以外で、生活に関する困りごとを相談する相手を教えてください。(複数回答)

「医療従事者（医師・歯科医師・看護師・薬剤師等）」が21.7%と最も多く、次いで「地域包括支援センター・役場」が11.3%となっています。また、「そのような人はいない」との回答は、42.1%と最も多くなっています。



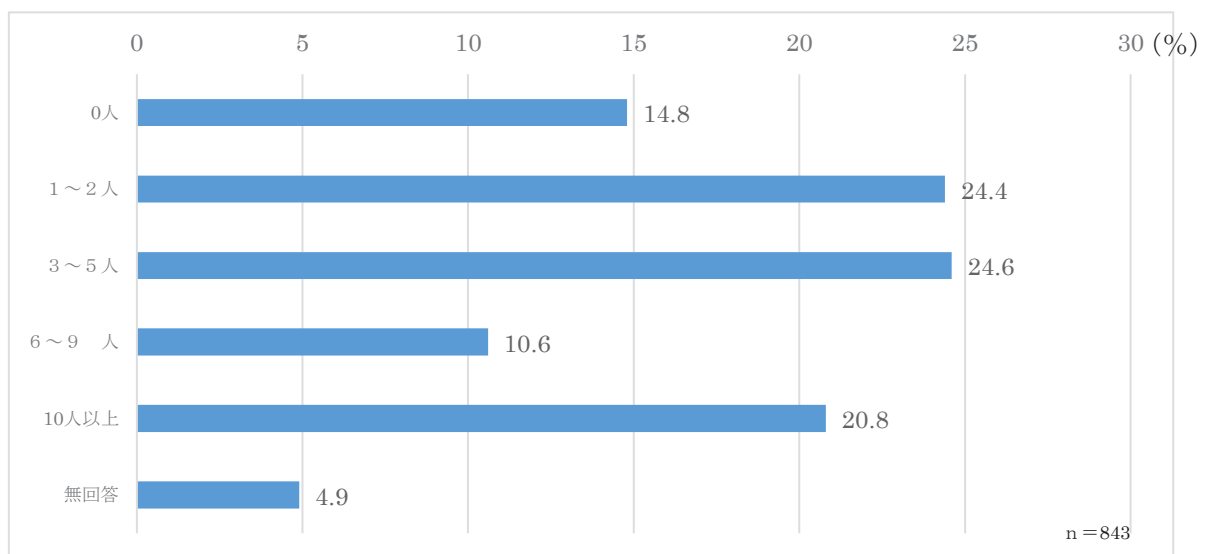
問8) 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか。

「週に何度かある」が37.0%と最も多く、次いで「月に何度かある」が25.9%、「年に何度かある」が12.6%となっています。



問9) この1か月間、何人の友人・知人と目的があって会いましたか。同じ人には何度会っても1人と数えることとします。

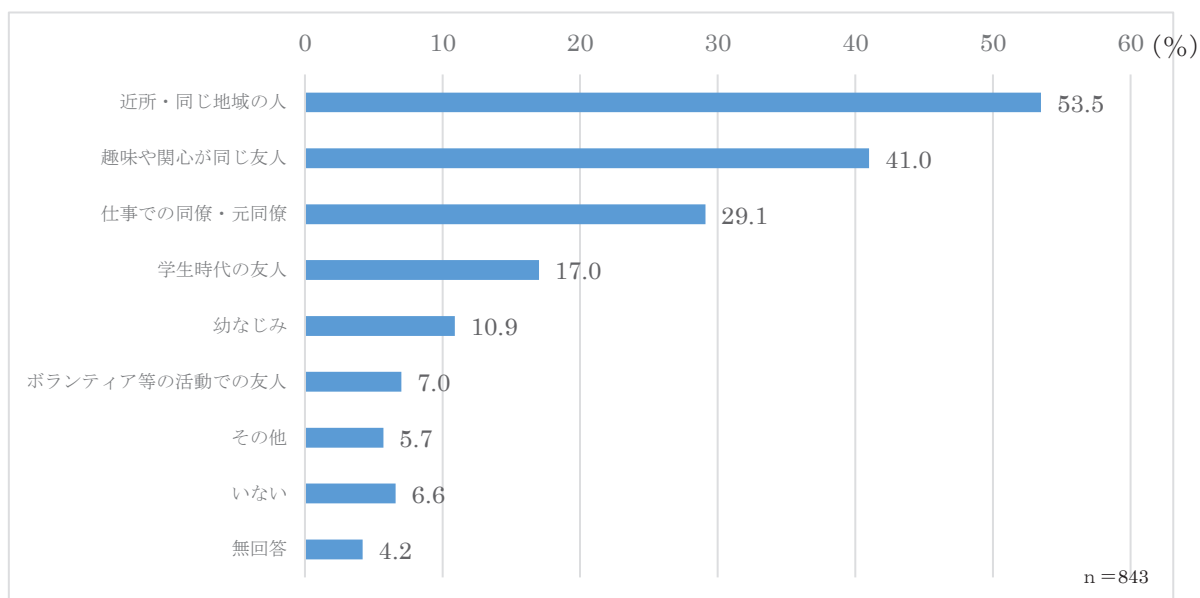
「3～5人」が24.6%で最も多く、次いで「1～2人」が24.4%、「10人以上」が20.8%となっています。



## 第2章 松前町の自殺の現状と関連するデータ

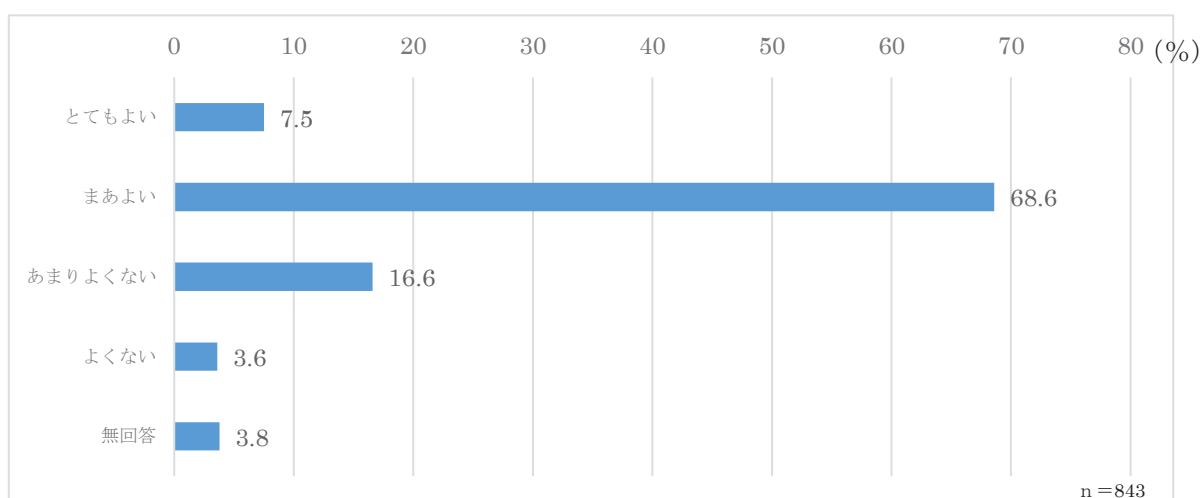
### 問 10) よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか（複数回答）

「近所・同じ地域の人」が53.5%で最も多く、次いで「趣味や関心が同じ友人」が41.0%、「仕事での同僚・元同僚」が29.1%となっています。



### 問 11) 現在のあなたの健康状態はいかがですか。

「まあよい」が68.6%で最も多く、次いで「あまりよくない」が16.6%、「とてもよい」が7.5%となっています。



# 第3章

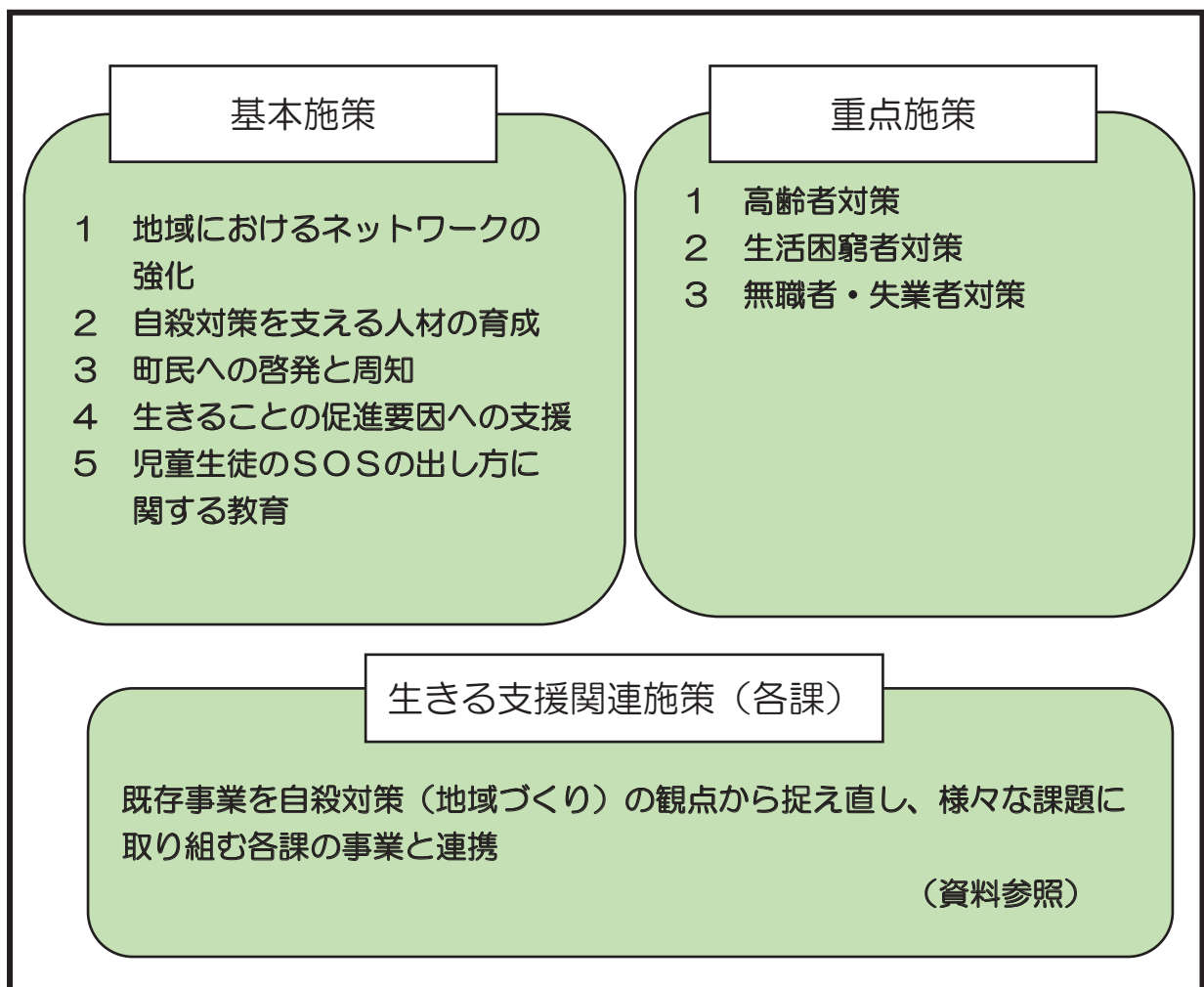
## 松前町の自殺対策における取組



## 第3章 松前町の自殺対策における取組

### 1 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ<sup>※1</sup>」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル<sup>※2</sup>」により示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進します。



※1 地域自殺対策政策パッケージ：「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成され、「基本パッケージ」はナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい施策群、「重点パッケージ」は自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となり得る施策について詳しく提示したもの

※2 地域自殺実態プロファイル：自殺総合対策推進センターが地域の自殺の実態を詳細に分析したもの



## 2 基本施策

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策においては、医療、保健、生活、教育、労働等に関する相談等、様々な関係機関とのネットワークづくりが重要です。町民と行政、関係機関が顔の見える関係を築きながら協働し、地域で支え合うまちづくりを推進します。

事業内容	関連協力団体
<b>【松前町自殺対策推進委員会】</b> 関係各種団体の代表が集まり、町の自殺対策に関する協議を行います。	自殺対策推進委員会
<b>【松前町自殺対策庁内会議】（新規）</b> 自殺対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、自殺対策を総合的に推進するため、庁内会議を開催します。	関係課
<b>【松前町自殺対策ネットワーク連絡会】（新規）</b> 自殺対策の核となる様々な関係機関を対象とし、連携体制の構築、自殺対策の必要性の意識醸成を図ることを目的とし、事例検討会、勉強会等を開催します。	自殺対策に関連する関係機関
<b>【愛媛県中予地域自殺対策検討連絡会】</b> 自殺予防に関して管内の各関係機関及び団体が効果的な連携を図るとともに、自殺予防対策事業を推進するために必要な事項を協議します。	中予保健所 健康課

### 第3章 松前町の自殺対策における取組

#### (2) 特定の問題に関する連動・ネットワークの強化

様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、連携体制の整備と庁内全ての窓口での対応力の向上を図ります。

#### ①子ども

事業内容	関連協力団体
<p><b>【要保護児童対策地域協議会】</b>            虐待が疑われる児童生徒や、支援対象家族で自殺リスクが高いと思われる保護者等について、早期支援につなげられるよう、関係機関の連携体制の強化を図ります。</p>	福祉課 教育委員会/法人保育所/健康課/愛媛県福祉総合支援センター/中予保健所/伊予医師会/伊予消防等事務組合/松前消防署/松前町社会福祉協議会/民生委員・児童委員協議会/人権擁護委員会
<p><b>【エンゼルネット】</b>            こんにちは赤ちゃん訪問時に、エジンバラ産後うつ質問票*を活用し、その結果も合わせて育児不安等で支援が必要な子育て家庭の情報交換や支援方法を協議・検討します。支援の必要な家庭の早期発見・早期支援を推進します。</p>	健康課 福祉課

※エジンバラ産後うつ質問票：産後うつ病のスクリーニングを目的として開発された自己記入式質問紙

#### ②障がい者

事業内容	関連協力団体
<p><b>【コア会議（障がい者虐待）】</b>            障がい者の虐待防止策の推進を図るとともに、関係機関との相互の協力により障がい者虐待の防止を図ります。また、障がい者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱える障がい者の早期発見と対応を推進します。</p>	福祉課 健康課/障がい者相談支援センター等
<p><b>【松前町地域自立支援協議会及びケース会議】</b>            障がい者の地域での生活を支える相談支援事業をはじめ</p>	福祉課 学校教育課/健康課/

とする障がい福祉サービス提供体制の確保と関係機関によるネットワーク構築を図る中で、困難事例の解決に自殺対策の視点を加え、支援につなげます。	相談支援事業所/保健・福祉関係者/精神保健ボランティアグループ
【精神障害者社会復帰推進連絡会】 精神障がい者の社会復帰促進を目的に、保健所と関係機関との連携を強化し、地域の実情に応じた社会復帰活動を推進します。	中予保健所 健康課
【障がい者相談・支援】 情報提供、相談、アセスメント、健康管理、金銭管理等総合的な支援を行います。	福祉課 障がい者相談支援センター
【民間機関・ボランティア等との連携】 民間の相談機関や断酒会、松前町精神障がい者支援グループ「サロンむつみ」等の自主組織活動グループや精神保健ボランティアグループ「しおさい」等のボランティアとの連携を図ります。	健康課

## ③高齢者

事業内容	関連協力団体
【コア会議・支援者会議（高齢者虐待）】 高齢者の虐待防止策の推進を図るとともに、関係機関との相互の協力により高齢者虐待の防止を図ります。また、高齢者の自殺実態や自殺リスクに関する情報提供を行うことにより、自殺リスクを抱える高齢者の早期発見と対応を推進します。	健康課 保険課/在宅介護支援センター等
【地域ケア個別会議】 地域の高齢者が抱える生活に関する問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて個別支援の充実を図り、多職種で連携し取り組みます。	健康課 保険課/愛媛県弁護士会/松山薬剤師会/町内居宅介護支援事業所/愛媛県理学療法士会/愛媛県作業療法士会
【独居高齢者福祉ネットワーク事業】 地域が一体となって独居高齢者を見守るため、「見守り推進員」を配置し、安否確認等を行うとともに、高齢者が安心して暮らすことができるよう、関係機関の連携体制の強化を図ります。	健康課 松前町社会福祉協議会

④生活困窮者

事業内容	関連協力団体
<p>【生活困窮者自立支援事業（くらしの相談支援室）】 松前町社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、経済的支援のほか、対象者一人ひとりの困り事に合わせた支援を行います。</p>	<p>福祉課 松前町社会福祉協議会</p>

⑤その他

事業内容	関連協力団体
<p>【民生委員・児童委員との連携】 民生委員・児童委員と連携を図り、地域での相談や見守り体制を強化していきます。</p>	<p>福祉課 松前町社会福祉協議会</p>

## コラム1 「ゲートキーパー」とは・・・

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

### 【ゲートキーパーの役割】

- 気づき：家族や仲間、身近な人などの変化に気づいて、声をかける
- 傾聴：本人の気持ちを尊重し、話に耳を傾ける
- つなぎ：早めに専門家に相談するよう促す
- 見守り：温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぐことが重要で、多くの方にゲートキーパーとしての意識を持っていたとき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こすことが自殺対策につながります。

資料：厚生労働省より引用



## 基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら、必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材の養成を進めます。

また、町では自殺対策を推進していくために、様々な分野の専門家や関係者だけでなく、町民を対象にした研修等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成します。

### (1) 町職員を対象とする研修の実施

各課窓口等で町民と接する機会も多いため、町職員全員を対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、対応力の向上を図ります。

事業内容	関連協力団体
<p>【町職員全員を対象としたゲートキーパー養成講座】 各種税金や保険料の支払等の際、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難状況にある方の相談に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげられる体制を作ります。また、どんな相談に対しても相談者に寄り添いながら支援する役割を担っていきけるよう、ゲートキーパー研修等を開催していきます。</p>	健康課 全課

### (2) 町民に対する研修による人材育成

日頃から町民と接する機会が多い民生委員・児童委員や地区組織、商工会、消防団、関係団体、地域ボランティア等に加え、町民を対象とした、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における対策の支え手を育成します。

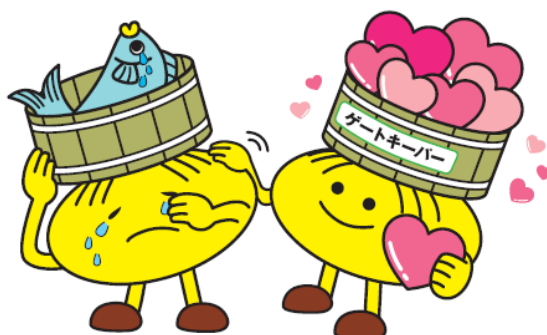
事業内容	関連協力団体
<p>【町民や各種団体を対象としたゲートキーパー養成講座】 日頃から町民に接する機会が多い民生委員・児童委員や地区組織、商工会、消防団、関係団体や地域ボランティア等に、相談者やその家族の変化に気づき、本人の気持ちに</p>	健康課

<p>耳を傾け、早めの専門機関への相談を促し、日々の活動の中で寄り添いながら見守っていく役割を担っていきけるよう、ゲートキーパー養成講座を開催していきます。</p>	
<p>【こころの健康講座】 自殺の要因の一つである精神疾患や、自殺問題に対する誤解や偏見を取り除き、心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修を開催していきます。</p>	<p>健康課</p>

(3) 学校教育・社会教育の場における人材育成

児童生徒の自殺を予防するために、悩みを持つ児童生徒が身近なところで相談できるよう、学校教育関係者等による相談体制の強化を図ります。

事業内容	関連協力団体
<p>【学校教育関係者に対するゲートキーパー養成講座】 児童生徒が発信するSOSのサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の養成に努めます。</p>	<p>健康課 学校教育課</p>





### 基本施策3 町民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気付いた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場及び学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

#### (1) リーフレット・啓発グッズの作成と周知

様々な機会を捉え、リーフレットや啓発グッズの配布を行い、周知に努めます。

事業内容	関連協力団体
<b>【リーフレット・啓発グッズの配布】</b> 庁舎内窓口や公民館、町内医療機関にチラシを設置し、各種手続で訪れる方々や受診される方々に対し、相談窓口の周知を図ります。	健康課 各医療機関
<b>【広報媒体を活用した啓発活動】</b> 自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に合わせたこころの健康に関する啓発活動を行います。また、通年を通じた相談窓口の周知を図ります。	健康課
<b>【広報やホームページ、ポスター等による啓発活動】</b> 自殺は「誰でも起こり得る危機」とであるという認識と共に、危機に陥った時の対処方法や相談方法等について、あらゆる媒体を通じ周知を図ります。	健康課

#### 【自殺対策普及啓発グッズ】



ゲートキーパー養成講座で配布



健康教育等の機会を捉えて配布

### 第3章 松前町の自殺対策における取組

#### (2) 町民向け相談会・講演会・イベント等の開催

町民に相談の機会を有効に活用してもらうと共に、講演会やイベントに併せて普及啓発を行います。

事業内容	関連協力団体
<p>【専門員によるこころの健康相談】</p> <p>心身の不安や悩みなど、心の健康問題を抱える町民及び家族に対して、精神保健福祉に関する相談窓口を開設し、町民の精神保健の向上を図ります。また、処遇困難事例について、専門的な助言を得ることで、必要な支援につなげます。</p>	健康課
<p>【行政相談】</p> <p>行政相談委員が、行政サービスなどに対する要望や意見、苦情を受け付け、担当機関に取り次ぐなどして解決を図ります。</p>	総務課
<p>【人権相談】</p> <p>人権の侵害や差別で困ったときに人権擁護委員が随時相談を受け付けます。</p>	社会教育課
<p>【DV相談】</p> <p>配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を図るため、相談や一時保護、各種情報提供を行います。</p>	福祉課
<p>【消費生活相談】</p> <p>消費生活について知識と経験のある消費生活相談員が相談を受け付けます。</p>	消費者ホットライン (産業課)
<p>【こころの健康講座】(再掲)</p> <p>地域の公民館や各種集まりの機会に、自殺対策の啓発やこころの健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための健康教育を行います。</p>	健康課
<p>【福祉ふれあいフェアにおける展示】</p> <p>自殺対策に関連するブースの展示、資料の配布などを行うことで、町民への啓発の機会としていきます。</p>	健康課
<p>【よろず相談カフェ】(新規)</p> <p>高齢者、家族介護者、町民が気軽に立ち寄り相談できるよう、地域の公民館でカフェを開催します。また、フリースペースを設け来所者同士が話せる場も確保していきます。多職種連携で相談に当たり、様々な相談に対応してい</p>	健康課/愛媛県司法書士会/愛媛県社会福祉士会/松前町社会福祉協議会/町内居宅介護支援事業所



きます。	
<b>【心配ごと相談】</b> 民生委員・児童委員、弁護士、司法書士等による身近な心配事の相談や情報提供を行います。	松前町社会福祉協議会

## コラム2 NPO 法人松山自殺防止センター

松山市自殺防止センターは「すべてボランティアで支える、みんなで支える」を理念として2002年に自殺防止のための相談活動を開始した民間ボランティア団体です。

### ●電話相談 089-913-9090

(相談受付時間 月・水・金 夜8:00~11:00)

### ●「自死遺族のつどい」の開催

【開催日】毎月第一土曜日

【時間】13:30~16:00

【場所】松山自殺防止センター

(松山市千舟町5丁目6-3相原ビル3F)

【対象者】大切な方を自死で亡くされた方

【参加費】無料

【お問合せ】089-941-1890

※予約制ではありませんが、参加希望の方は事前にお問合せください。

## 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には、孤立を防ぐための居場所づくり、生活上の困り事を察知し、関係機関との連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺族等への支援などを進めていきます。

### (1) 居場所づくり活動

地域にある居場所等について把握し、民間団体とも連携しながら、居場所づくりや生きがいづくりの活動を支援します。

事業内容	関連協力団体
<p>【放課後児童クラブ】</p> <p>保護者が労働などで昼間家庭にいない小学1～3年生まで（北伊予は6年生まで。H32年度より全校6年生まで受入れ予定。）の児童を対象に、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図ります。</p>	福祉課
<p>【放課後子ども教室】</p> <p>小学校に通う1・2年生の希望者で、各地区公民館において放課後に、安全で楽しく過ごせる居場所を確保し、学習・体験・交流の活動を行います。</p>	社会教育課
<p>【子育て支援センター及び児童館】</p> <p>子育て世代の親と子どもが気軽に集い、相互交流を図る場を提供します。子育ての相談支援を行うとともに、子育てに係る各種情報提供や子育てサークルの育成・支援を行います。</p>	福祉課 松前町社会福祉協議会
<p>【こども食堂】</p> <p>子どもの孤食解消と居場所づくりを目的に、こども食堂を開催します。また、遊びと学習支援を合わせて行います。</p>	松前町社会福祉協議会

<p>【ふれあいサロン活動・子育てサロン】          地域を拠点として、町民が主体となり、身近な公民館などを利用し開催します。町内会及び関係機関と連携しながら、介護予防、福祉コミュニティの活性化を図ります。また、子育てサロンでは、子育ての悩みを相談できる保護者同士の仲間づくりと交流を図ります。</p>	<p>松前町社会福祉協議会</p>
<p>【老人憩の家】          高齢者自らが生きがいや健康づくりに関する活動の場であり、町民が主体性のある活動を積極的にできるよう場の提供をします。</p>	<p>健康課</p>
<p>【よろず相談カフェ】（再掲）          高齢者、家族介護者、町民が気軽に立ち寄り相談できるよう、地域の公民館でカフェを開催します。また、フリースペースを設け、来所者同士が話せる場も確保していきます。多職種連携で相談に当たり、様々な相談に対応していきます。</p>	<p>健康課          愛媛県司法書士会/愛媛県社会福祉士会/松前町社会福祉協議会/町内居宅介護支援事業所</p>
<p>【伊予・松前精神障がい者支援グループ サロンむつみ】          障がい者とその家族が気軽に立ち寄って交流できる場を提供します。</p>	<p>伊予・松前精神障がい者支援グループサロンむつみ</p>
<p>【精神障がい者デイケア】          回復途上にある精神障がい者の社会復帰や社会適応を図ります。</p>	<p>健康課          精神保健ボランティアグループしおさい</p>
<p>【家族懇談会】          精神障がい者の社会復帰・社会参加を進めるため、家族及び関係者が精神保健に関する知識を習得し、また、家族同士が相互理解・相互支援を深めることにより家族支援を行います。</p>	<p>健康課</p>

(2) 自殺未遂者への支援

自殺未遂者は、自殺対策においては重要なハイリスク群であり、自殺未遂者の再企図防止は、自殺者を減少させるための優先課題の一つです。自殺未遂者の再企図を防止するためには、一般医療機関、精神科医療機関、救急医療機関における身体・精神的治療と共に、地域に戻った後も、専門的ケアや自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要です。そのため、関係機関が有機的な連携体制を構築し、継続的な医療支援や相談機関へつなぐためのネットワークの構築を図っていきます。

事業内容	関連協力団体
<p>【医療機関等との連携】</p> <p>県と協力し、救急病院や精神科等の医療機関と連携を図り、本人、家族等に対し適切な医療や相談支援を行います。</p>	<p>健康課 中予保健所 各医療機関</p>

(3) 遺族等への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。遺族等への支援として、例えば相続や行政手続に関する情報提供等の支援と同時に、自殺への偏見による遺族の孤立防止やこころを支える活動も重要です。

事業内容	関連協力団体
<p>【自死遺族等への総合的な支援】</p> <p>自死遺族等の負担の軽減を図るため、法的・行政上の手続、生活や経済上の問題を解消するための相談窓口等の情報に加え、同じ立場の人と出会い、分かち合いの場となる「自死遺族のつどい」の開催等の情報提供を行います。</p>	<p>健康課 中予保健所 心と身体健康センター NPO法人松山自殺防止センター</p>

## 基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声を挙げられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育を進めていきます。

### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

事業内容	関連協力団体
<p>【SOSの出し方教育】</p> <p>児童生徒が命の大切さを実感できる教育だけでなく、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を推進します。あわせて、自殺対策強化月間を中心に道徳・特別活動等による自他の命を大切に教育を実施します。</p>	<p>学校教育課 健康課</p>

### (2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

事業内容	関連協力団体
<p>【児童生徒の支援体制の強化】</p> <p>不登校やいじめ等の問題行動及び毎月の児童生徒へのアンケート調査の実施等によりハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を促進するため、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員等との専門職の連携や関係課が連携し、包括的・継続的に支援します。加えて、保護者に対する家庭での見守りを推進し、学校・家庭が連携して児童生徒を支援する体制を強化します。</p>	<p>学校教育課 健康課</p>

(3) その他

事業内容	関連協力団体
【松前町いじめ STOP 子ども会議】 いじめ防止を目的とした子ども会議を開催し、小・中学生が意見交換等を行うことを通して、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を活性化させます。	学校教育課

### コラム3 「福祉ふれあいフェア」での普及啓発

毎年、福祉ふれあいフェアにて、「心と体の健康クイズ」、「アルコール関連クイズ」等を幅広い年代に実施し、うつ予防のトイレットペーパー等をプレゼントしています。



### 3 重点施策

自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロフィール」においては、松前町で今後重点的に取り組む課題として、「高齢者」「生活困窮者」「無職・失業者」に関する自殺への取組が指摘されています。

#### 重点施策 1 高齢者対策

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働き掛けが必要です。本町では、行政サービス、介護保険等の民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

##### (1) 包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体と連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業内容	関連協力団体
<p>【地域ケア個別会議】（再掲）</p> <p>地域の高齢者が抱える問題だけでなく、自殺対策の視点も加えて、個別支援の充実を図り、多職種で連携し取り組みます。</p>	<p>健康課 保険課/愛媛県弁護士会/松山薬剤師会/町内居宅介護支援事業所/愛媛県理学療法士会/愛媛県作業療法士会</p>
<p>【在宅医療・介護連携推進事業】</p> <p>在宅医療・介護連携を推進するために連携コーディネーターを配置し、体制整備や地域資源の情報収集、町民が必要な医療や介護サービスを安心して受けられる地域づくりを目指します。</p>	<p>健康課 保険課/伊予医師会/伊予歯科医師会/愛媛県看護協会/愛媛県薬剤師会/愛媛県老人福祉施設協議会/町内介護サービス事業所/中予保健所</p>



### 第3章 松前町の自殺対策における取組

<p><b>【生活支援体制整備事業】</b>          多様な町民等が主体となり、高齢者の在宅生活を支える機能を有する助け合い体制の構築と支え合い活動の創出を目的として、中学校区（3校区）で「第2層協議体」、町全体の「第1協議体」を設置し、生活支援体制の整備に取り組みます。</p>	<p>健康課          松前町社会福祉協議会</p>
---	------------------------------------

#### (2) 地域における要介護者に対する支援

介護職員のみならず、かかりつけ医や他機関との連携による介護者、家族を含めた包括的な支援の提供を行っていきます。

事業内容	関連協力団体
<p><b>【相談窓口】</b>          介護を担っている家族に対して、介護全般の相談、介護負担の軽減や精神的サポートの対応を行います。</p>	<p>健康課          介護保険関連事業所          在宅介護支援センター          各医療機関</p>

#### (3) 高齢者の健康不安に対する支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因として多い健康問題について、関係機関が連携しながら、相談体制を強化していきます。

事業内容	関連協力団体
<p><b>【高齢者総合相談窓口】</b>          介護に関する相談や悩みのほか、健康や福祉、医療や生活に関する総合的な相談に応じます。</p>	<p>健康課          在宅介護支援センター          介護保険関連事業所</p>
<p><b>【認知症初期集中支援事業】</b>          認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームが認知症の方やその家族に早期に対応し、早期受診や適切なサービスにつながるよう支援することで、本人や家族の心身の負担軽減を図ります。</p>	<p>健康課          初期集中支援チーム</p>
<p><b>【専門員によるこころの健康相談】（再掲）</b>          心身の不安や悩みなど、心の健康問題を抱える町民及び家族に対して、精神保健福祉に関する相談窓口を開設し、</p>	<p>健康課          医療機関          愛媛県社会福祉士会</p>



町民の精神保健の向上を図ります。また、処遇困難事例について、専門的な助言を得ることで、必要な支援につなげます。	
<p>【よろず相談カフェ】（再掲）</p> <p>高齢者、家族介護者、町民が気軽に立ち寄り相談できるよう、地域の公民館でカフェを開催します。また、フリースペースを設け、来所者同士が話せる場も確保していきます。多職種連携で相談に当たり、様々な相談に対応を行います。</p>	<p>健康課</p> <p>愛媛県司法書士会/愛媛県社会福祉士会/松前町社会福祉協議会/町内居宅介護支援事業所</p>
<p>【老成人健康相談・訪問指導】</p> <p>心身の健康に関する個別相談を電話や来所、訪問等で対応し、生活の中の困り事に関して、必要に応じ専門機関につなぎます。</p>	健康課

#### （4）社会参加の強化と孤独・孤立の予防

寿命の延伸、ライフスタイルの変化により、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯が増加しており、高齢者の社会参加の促進が重要とされています。様々な関係機関と連携しながら、孤独や孤立の予防のみならず、高齢者の心身機能の変化を受け止めることができる体制を構築していきます。

事業内容	関連協力団体
<p>【ふれあいサロン活動】（再掲）</p> <p>地域を拠点として、町民が主体となり、身近な公民館などを利用し開催します。町内会及び関係機関と連携しながら、介護予防、福祉コミュニティの活性化を図ります。</p>	<p>健康課</p> <p>松前町社会福祉協議会</p>
<p>【介護予防出前講座】</p> <p>身近な場所で町民主体の介護予防活動として、松前町オリジナルの介護予防体操である「まっさき元気体操」や「コロバード体操」を通し、町民同士の交流を図ります。</p>	健康課
<p>【各種介護予防教室】</p> <p>各種事業を通じて、身体機能や脳の活性化を図るだけでなく、町民同士の交流を図り、安心して過ごせる居場所を目指します。</p>	健康課

<p>【老人憩の家】（再掲） 高齢者自らが生きがいや健康づくりに関する活動の場であり、町民が主体性のある活動を積極的にできるよう場の提供をします。</p>	<p>健康課</p>
<p>【老人クラブ】 クラブ活動を通じ、地域につながりを持つ機会を増やし、高齢者が生きがいや役割を見出せる地域づくりを行っています。</p>	<p>健康課</p>

#### コラム4 自殺を防ぐために有効なもの

- 心身の健康：心身ともに健康であること。
- 安定した社会生活：良好な家族・対人関係、充実した生活、経済状況、地域のつながりなどがあること。
- 支援の存在：本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること。
- 利用可能な社会制度：社会制度や法律的対応など本人が利用できる制度があること。
- 医療や福祉などのサービス：医療や福祉サービスを活用すること。
- 適切な対処行動：信頼できる人に相談することなど。
- 周囲の理解：本人を理解する人がいること、偏見をもって扱われないことなど。
- 支援者の存在：本人を支援してくれる人がいたり、支援組織があること。
- その他：本人、家族、周囲が頼りにしているもの、本人の支えになるようなものがあることなど。

周囲の人が協力して、悩んでいる人に支援となる働き掛けを行って行きましょう。



資料：誰でもゲートキーパー手帳（第二版：平成24年3月作成）

内閣府自殺対策推進室ホームページより抜粋

## 重点施策 2 生活困窮者対策

生活困窮者は、その背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障がい、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範囲な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。生活困窮の状態にある者や生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- (1) 多分野多機能のネットワークの構築とそれに基づく相談支援
- (2) 生活困窮者対策と自殺対策の連動を図るための研修の開催
- (3) 生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援

事業内容	関連協力団体
<b>【生活保護に関する相談】</b> 相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課 中予地方局地域福祉課
<b>【生活困窮者自立相談支援（くらしの相談支援室）】（再掲）</b> 社会福祉協議会と連携し、相談支援、就労支援、経済支援のほか、対象者一人ひとりの困り事に合わせた支援を行います。	福祉課 松前町社会福祉協議会
<b>【無料法律相談】</b> 消費生活上のトラブルを抱えた住民に対し、弁護士等の専門家の相談機会を提供します。また、相談窓口を掲載したチラシを配布し、相談先情報の周知に努めます。	法律関係機関
<b>【心配ごと相談】（再掲）</b> 民生委員・弁護士・司法書士などによる身近な心配事の相談や情報提供を行います。	松前町社会福祉協議会
<b>【よろず相談カフェ】（再掲）</b> 高齢者、家族介護者、町民が気軽に立ち寄り相談できるよう、地域の公民館でカフェを開催します。また、フリースペースを設け、来所者同士が話せる場も確保していきます。多職種連携で相談に当たり、様々な相談に対応していきます。	健康課 愛媛県司法書士会/愛媛県社会福祉士会/松前町社会福祉協議会/町内居宅介護支援事業所

### 第3章 松前町の自殺対策における取組

<p>【松前町自殺対策ネットワーク連絡会】（再掲） 自殺対策の核となる様々な関係機関を対象とし、連携体制の構築、自殺対策の必要性の意識醸成を図ることを目的とし、事例検討会、勉強会等を開催します。</p>	自殺対策に関連する関係機関
<p>【児童扶養手当】 ひとり親家庭、親に重度の障がいがある家庭等子どもを育てる場合に支給します。</p>	福祉課
<p>【特別児童扶養手当】 20歳未満の障がいのある児童を家庭において監護している養育者に支給します。（障がいの程度による要件があります。）</p>	福祉課
<p>【ひとり親家庭自立支援給付金事業】 ひとり親家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練費、高等職業訓練促進給付金、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金があります。受講費用などの一部を支給します。</p>	中予地方局地域 福祉課 福祉課
<p>【母子父子寡婦福祉金】 ひとり親家庭や寡婦の人が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸付相談を行います。</p>	中予地方局地域 福祉課 福祉課
<p>【私立幼稚園就園奨励費補助】 私立幼稚園（新制度に移行した園を除く。）に就園している幼児の保護者の経済的負担を軽くするために、世帯の町民税所得割額に応じて保育料等の一部を補助します。</p>	福祉課
<p>【障害児福祉手当】 20歳未満で重度の障がいを有し、施設等に入所していない人に対して支給されます。（障がいの程度による要件があります。）</p>	福祉課 中予地方局地域 福祉課
<p>【特別障害者手当】 20歳以上で著しく重度の障がいを有し、施設等に入所していない人に対して支給されます。（重度の障がい重複するなど、障がいの程度による要件があります。）</p>	福祉課 中予地方局地域 福祉課
<p>【就学援助】 生活保護やそれに準ずる程度に経済的に困窮している児童の保護者に対して、学用品費や修学旅行費など一定の費用に対して援助を行います。</p>	学校教育課

<p><b>【特別支援教育就学奨励費】</b>                  松前町立の小・中学校に設置された特別支援学級に就学する児童の保護者で一定の要件を満たす人に、学用品費や修学旅行費などの費用に対して就学奨励費を支給します。                  (限度額あり)</p>	<p>学校教育課</p>
---	--------------

**【自殺対策強化月間】**  
 月別自殺者数が最も多い3月は、自殺対策強化月間です。

**【自殺対策予防週間】**  
 9月10日の世界自殺予防デーから9月16日までは、自殺予防週間です。



### 重点施策3 無職者・失業者対策

無職者・失業者は、経済的な問題以外に、傷病や障がいなどの問題を抱える場合が多く、勤労世代の無職者の自殺率が同世代の有職者に比べ高いことから、無職者対策の推進を図ります。

- (1) 失業者等に対する相談窓口等の充実
- (2) 職業的自立へ向けた若者への支援の充実
- (3) 無職者・失業者の居場所づくり等の推進

事業内容	関連協力団体
<p>【失業者等に対する相談窓口の充実】</p> <p>失業者に対して早期再就職等の各種雇用対策を推進するとともに、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対し、失業者への包括的な支援を推進します。</p>	民間団体
<p>【よろず相談カフェ】(再掲)</p> <p>高齢者、家族介護者、町民が気軽に立ち寄り相談できるよう、地域の公民館でカフェを開催します。また、フリースペースを設け、来所者同士が話せる場も確保していきます。多職種連携で相談に当たり、様々な相談に対応していきます。</p>	<p>健康課</p> <p>愛媛県司法書士会/松前町社会福祉士会/松前町社会福祉協議会/町内居宅介護支援事業所</p>

## 4 評価指標

### (1) 自殺死亡率の減少

評価項目	現状値	目標
松前町自殺死亡率（人口 10 万対）	22.7	18.1

### (2) ゲートキーパー養成

評価項目	現状値	目標
ゲートキーパー研修開催回数	2回／年	2回／年
研修会アンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合		70%以上

### (3) 町民のこころの健康指標

評価項目	現状値	目標
ストレスを解消する手段を持っている人の割合	一般：66.2% 子ども：71.2%	増やす
日常生活の中で、精神的にくたくたになることがある人の割合	一般：43.1% 子ども：42.0%	減らす
心配事や悩みを相談する相手がいる人の割合	一般：78.0% 子ども：83.9%	増やす



#### (4) 地域におけるネットワークの強化

評価項目	現状値	目標
松前町自殺対策推進委員会の開催	平成 30 年度設置	1 回以上/年
松前町自殺対策庁内会議の開催	平成 31 年度設置	1 回以上/年
松前町自殺対策ネットワーク連絡会	平成 31 年度設置	1 回以上/年

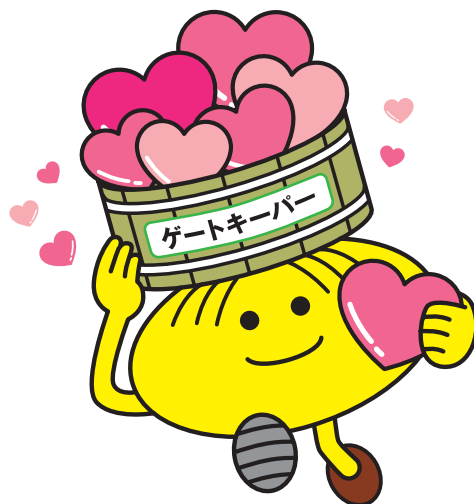
#### (5) 自殺対策関連事業

評価項目	現状値	目標
エンゼルネットの開催	12 回/年	12 回/年
地域個別ケア会議の開催	12 回/年	12 回/年
専門員のこころの健康相談	4 回/年	10 回/年
よろず相談カフェ（新規）		2 か所/年
精神障がい者デイケア	11 回/年	11 回/年
家族懇談会	2 回/年	2 回/年



# 第4章

## 自殺対策の推進体制



## 第4章 自殺対策の推進体制

### 1 計画の周知

本計画を推進していくために、町民一人ひとりが自殺対策への重要性を理解し、取組を行えるよう、町ホームページなど多様な媒体を活用し、本計画を町民へ周知します。

### 2 推進体制

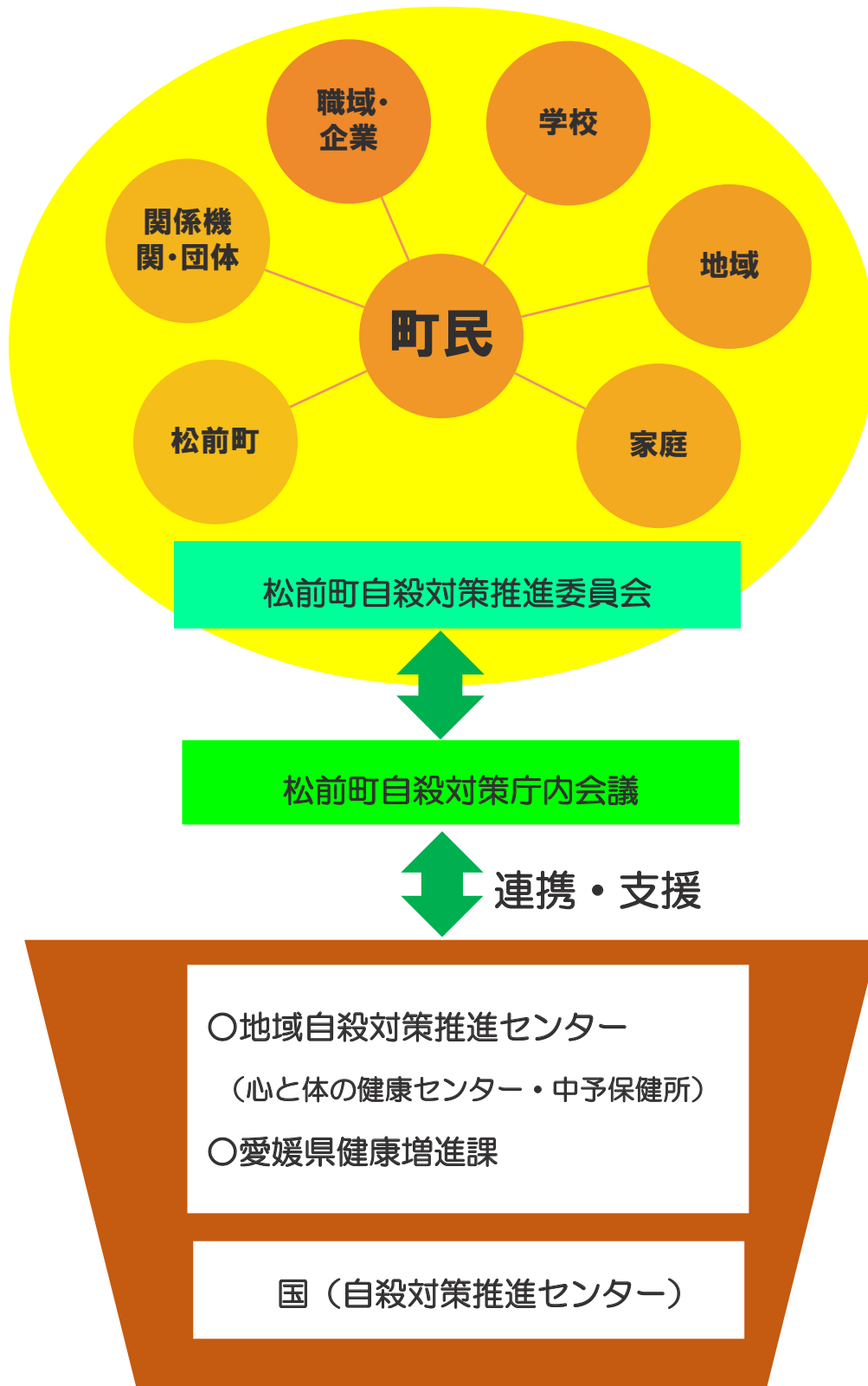
自殺対策を推進するため、松前町自殺対策庁内会議を設置して、町における総合的な対策を推進します。

また、関係機関や民間団体等で構成する松前町自殺対策推進委員会において、連携を強化し、それぞれの分野で課題を探り、事業の推進に努めると共に、進行状況や評価指標の確認を行い、評価に努めます。

### 3 進行管理

本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。

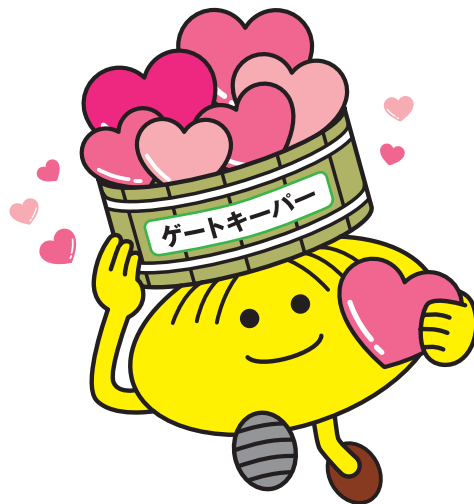
【松前町の自殺対策推進体系】



【推進他主体の基本的役割】

町民	自殺の状況や自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めます。また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、誰かに援助を求めることも大切であるということを正しく認識し、自ら心の不調や周囲の人の心の不調に気づき、適切に対処することができるよう、主体的に取り組めます。
家庭	身近な家族が発するサインに早期に気づき、専門家や医療機関等に相談する行動をとり、自殺防止に取り組めます。
地域	地域住民の心身の不調の変化に気づくことができるのは、身近で生活をしている地域の一人ひとりです。地域住民が互いに声を掛け合い、孤立のおそれのある高齢者や障がい者、生活困窮者等の変化に気づき、支え合う体制の構築を推進し、自殺防止に取り組めます。
学校	児童生徒や教職員に対し、自殺予防に資する教育や普及啓発に努めるとともに、また、ストレスに直面した時の対処方法や SOS の出し方を学ぶための教育を推進します。学校で自殺や自殺未遂が発生した場合には、児童生徒等の心理的ケアを図るなど、適切な対策を講じます。
職域・企業	職場環境の改善によるストレスの軽減や、ストレスに起因したうつ病等の早期発見・早期治療に取り組めます。
関係機関 ・団体	医師会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、教育委員会、警察等の自殺対策に関係する関係団体及び機関は、相互の連携に向けて取組を進め、それぞれ専門的な立場から、家庭・学校・職場・地域における自殺を防止するための活動に積極的に参画する役割を担います。
松前町	地域における自殺の状況を分析し、関係機関と連携を図り、対策の推進・調整を行い、自殺防止に取り組めます。
○地域自殺対策推進センター ○愛媛県健康増進課	地域の状況に応じた企画を立案し、それを実施すると共に、国、愛媛県、松前町、関係機関等との連携を図り、計画を推進します。
自殺対策推進センター	保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図りながら、適切な助言、情報提供、研修等により、全ての市町において、対策が総合的かつ効率的に推進されるよう支援します。

# 第5章 資料



松前町自殺対策推進委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成29年松前町条例第12号）第4条の規定に基づき、松前町自殺対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 司法関係者
- (5) 労働・経済関係者
- (6) 自殺防止等に関する民間活動団体
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、自殺対策担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

松前町自殺対策推進委員会名簿

役職	氏名	所属
会長	中谷 陽明	学校法人松山大学人文学部教授
副会長	岡田 多恵子	愛媛県社会福祉士会代表
委員	足立 一志	松前町立小中学校長会代表
委員	菅 啓三	松前町商工会代表
委員	桐田 弘江	カウンセリング SoFT 松山
委員	黒田 典生	伊予医師会代表
委員	小糸 和夫	松前町民生委員児童委員協議会代表
委員	酒井 充	愛媛県司法書士会代表
委員	田中 きよみ	松前町障がい者相談支援センター代表
委員	佃 和泰	伊予警察署代表
委員	原田 信幸	伊予消防等事務組合消防本部代表
委員	三木 優子	愛媛県中予保健所長
委員	吉本 寿俊	松前町社会福祉協議会代表

敬称略・委員五十音順  
 (任命日 平成30年8月1日)



## 計画の策定経過

日付	会議等の名称	内容
2018年8月1日	第1回自殺対策推進委員会	松前町自殺対策推進計画の骨子について
2018年11月	自殺対策推進計画関係機関ヒアリング	全課ヒアリング
2018年11月28日	第2回自殺対策推進委員会	松前町自殺対策推進計画の素案について
2018年12月	自殺対策推進計画関係機関ヒアリング	全課ヒアリング
2018年12～1月	自殺対策推進委員の意見取りまとめ（最終）	
2019年2月	パブリックコメント	

## 松前町生きる支援関連施策（各課）

各事業と計画の基本施策5項目と重点施策3項目との関連性を、●印で表す。

<基本施策>

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 人材育成
- 3 町民への啓発と周知
- 4 生きることの促進因子への支援（居場所づくり活動、自殺未遂者支援、遺族等への支援）
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

<重点施策>

- 1 高齢者対策
- 2 生活困窮者対策
- 3 無職者・失業者対策

### 【総務課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策	
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者
職員	職員研修	職員研修に自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	●	●	●				
	職員健康診断	住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、自殺総合対策大綱にも記載されている「支援者への支援」となる可能性がある。	●	●	●				
情報	広報	広報紙やSNSを活用し自殺対策の普及啓発が連携してできないか。			●				
企画	まちづくり女性会議	女性会議の参加者にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域での自殺のリスクを抱える女性を早期に発見し、女性向けの対策の推進を図っていくことはできないか。	●	●	●				
危機管理	防災一般管理・防災整備	災害時は誰もが心身の健康を脅かされる。災害時におけるあらゆる支援に自殺対策の視点を置く事は重要であり、防災対策に活かしていけないか。	●		●	●	●	●	●
	防災士養成	防災活動の中核となる防災士を対象に、ゲートキーパー養成講座の内容を取り入れることは出来ないか。	●	●	●				

## 【税務課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策			
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者	
資産税	固定資産課税	窓口にて相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割を担える。		●	●						
町民税	その他町税課税	窓口にて相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割を担える。		●	●						
収管納理	管理収納	窓口にて相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割を担える。		●	●						

## 【福祉課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策			
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者	
障がい福祉	重度心身障がい者タクシー利用助成	障がい者の外出支援を行うことにより、引きこもり対策に繋がる。	●	●							
	心身障害者扶養共済	障がい者(児)の保護者が抱える、保護者亡き後の経済的な問題について不安を軽減させる。	●								
	障害者医療	ハイリスクケースに関しては、親の負担も大きいため、経済的な問題について支援し、対面による機会を活用し保護者の不安やリスク等の現状を把握し、支援につなげられないか。	●	●	●						
	自立支援給付	障がい者や障がい児等の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は問題の早期発見・早期対応ができないか。	●	●	●	●					
	障がい児通所給付	障がい者や障がい児等の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は問題の早期発見・早期対応ができないか。	●	●	●	●	●				
	地域生活支援	障がい者や障がい児等の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は問題の早期発見・早期対応ができないか。	●	●	●	●					
	社会を明るくする運動	講演内容に自殺関連を取り入れることはできないか。	●		●						
	重度心身障がい者医療費助成	ハイリスクケースに関しては、親の負担も大きいため、経済的な問題について支援し、対面による機会を活用し保護者の不安やリスク等の現状を把握し、支援につなげられないか。	●								
各種手帳申請受付事務	手帳申請に際して、当事者や家族等と対面で応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点になり得る。	●	●	●							

## 第5章 資料

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策				重点施策	
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者
人権対策	広域隣保館活動	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要時適切な支援先につなぐことはできないか。また相談窓口の配布はできないか。	●	●	●			
	人権対策	関連団体職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで自殺対策の推進につながる。また人権学習と自殺対策と連動して展開できないか。	●	●	●			
児童福祉	愛顔の子育て応援	子育ての経済負担の軽減につながる。また対面し育児不安や経済的困窮等の自殺リスク者に対して、早期に介入できる。	●					
	子ども・子育て会議	子育て支援を行う関係団体同士のネットワークを強化していくことで、自殺のリスクを抱えた保護者の早期発見と関係機関へのつながりができないか。	●		●	●		
	病児保育	保育士へ研修を開催することで、保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎの一助となりえる。	●	●			●	
	子育て援助活動支援	会員を対象に研修を実施することで、ハイリスク者の状況を把握でき、必要時には専門機関の支援につなげることができる。	●	●	●		●	
	児童手当給付	ハイリスクケースに関しては、対面による機会を活用し保護者の不安やリスク等の現状を把握し、支援につなげられないか。	●				●	
	子育て支援拠点事業	保育士へ研修を開催し早期発見の一助となりえる。また子育てに伴う不安を気軽に相談できることで、保護者や自殺のリスク等の早期発見につながる。	●	●	●		●	
	子ども医療費助成	ハイリスクケースに関しては、対面による機会を活用し保護者の不安やリスク等の現状を把握し、支援につなげられないか。	●				●	
	養育医療給付	ハイリスク児を抱えることで親の負担も大きいため、経済的な問題について支援し、対人関係や心の不調などの解決につなげられないか。	●				●	
保育幼稚園	一時預かり(保育所)	保育士へ研修を開催することで、保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎの一助となりえる。	●	●			●	
	一時預かり(幼稚園)	幼稚園教諭へ研修を開催することで、保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎの一助となりえる。	●	●			●	
	延長保育委託	保育士へ研修を開催することで、保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎの一助となりえる。	●	●			●	

## 【町民課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
コミュニティ	交通安全啓発	グッズ配布時に自殺対策関連グッズも同時に配布できないか。	●		●					
	コミュニティ対策	コミュニティ施設に心の健康に関する事業や相談窓口一覧のポスターを目に付きやすい場所に貼れないか。	●		●					
	空き家活用支援	空き家を活用し、自殺対策に資する居場所活動をできないか。	●			●				
	コミュニティバス運行支援	バスの中に相談パンフレットチラシ等を張り周知できないか。伊予鉄バスと要相談。	●		●			●		
	NPOボランティア団体活動推進	NPO団体に自殺問題の情報提供をし、官民が一体となり何か活動できないか。	●	●	●					
住民	戸籍住民基本台帳事務	窓口にて相談を受けたり徴収を行う職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割を担える。過去のデータより転入者に自殺者が多く、転入者に対して相談窓口等の普及啓発ができないか。	●	●	●					
	国民年金	窓口にて相談を受ける職員等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づきやつなぎ役としての役割を担える。	●	●						

## 【保険課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
保険料	賦課徴収費(介護)	保険料未納者は自殺のハイリスク者でもあり、賦課説明又は納付相談時に適切な機関へつなぎ、連携を強化する。	●					●	●	
介護保険	介護認定調査	認定調査員にゲートキーパー研修を受講してもらい、訪問時自殺リスクの把握を行うとともに、必要な場合は適切な機関につなぎ等の対応をとれないか。困難を抱えるケースの情報共有やつなぎができないか。	●	●	●			●		
	事業計画策定・推進	高齢者の自殺問題は重要課題であり、計画策定の中に自殺対策を盛り込めないか。	●					●		
	介護相談員派遣	相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、利用者の抱える問題等に気づき、必要があれば適切な機関につなぎ等の対応ができないか。	●	●	●			●	●	
	介護支援専門員研修等	支援の担い手にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺対策の推進につなげられないか。	●	●	●			●		

## 第5章 資料

### 【健康課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
保健センター	健康づくり計画	計画の中で自殺対策につき言及するなど、自殺対策との連動性を高める。	●		●	●	●			
	一般・重点健康相談	個別の健康相談を受けることで、生活の中の困りごとを把握することもでき、必要な場合は専門機関による支援につながることは可能である。	●		●			●	●	●
	総合健診	特定健診受診者は事後指導で接点をもつことができ、様々な生活の相談の場として捉え、必要な支援につながる事が可能。また会場にて自殺対策の普及啓発ブースを設ける。	●		●			●		
	老成人訪問指導	訪問等のアウトリーチによりハイリスク者を見つけ、早期発見もつながる可能性がある。	●		●			●	●	●
	母子健康手帳	保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、本人や家族との接触時に、問題があれば関係機関につなげるなどの対応が可能となる。	●	●	●				●	●
	育児学級	母親の負担や不安感の軽減に寄与し、必要時は関係機関につなぐ等の対応が可能である。	●		●					
	ママ・キッズのすこやか相談	母親の負担や不安感の軽減に寄与し、必要時は関係機関につなぐ等の対応が可能である。	●		●					
	4か月児相談	保健師・栄養士が保護者全員に対して事後指導を行うことで、リスクを抱え込みがちな家庭を把握し、必要な支援につなげる等の対応をとり得る。	●		●					
	妊婦・乳児一般健康診査	産前産後のメンタルヘルスを把握できる機会として、支援が必要な場合には聞き取りを行い、専門機関による支援につながることも可能である。	●		●					
	乳幼児健康診査	保健師・栄養士が保護者全員に対して事後指導を行うことで、リスクを抱え込みがちな家庭を把握し、必要な支援につなげる等の対応をとり得る。	●		●					
	母子訪問指導	保健師や栄養士が訪問することで、リスクを抱え込みがちな家庭を把握し、必要時には支援につなげる等の対応をとり得る。	●		●				●	●
糖尿病性腎症重症化予防	病気の重症化や慢性疾患は自殺のリスクとなるため、早期の介入が必要であり、個別での接点にて相談や必要な支援につながる事が可能である。	●		●						

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策	
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者
地域包括支援センター	敬老イベント	高齢者の自殺が多い現状から、参加者にリーフレット等の配布を行い、住民への啓発の機会とすることができないか。	●		●			●	
	日常生活用具貸与	低所得者層は経済的困窮に陥る可能性もあり、電話機貸与時、相談窓口一覧を一緒に配布できないか。	●		●			●	
	生活支援ショートステイ	ハイリスク者の利用があるため、直接やりとりの機会があれば、その機会を活用し自殺リスクの把握を行うとともに、必要な場合には適切な機関につなぐ等の対応をとれないか。	●			●		●	
	緊急通報整備	貸与時、相談窓口一覧を一緒に配布できないか。安否確認の際に気になる言動や相談があれば適切な機関につなげることも可能ではないか。	●		●			●	
	老人ホーム入所措置	手続きの中で、本人や家族等と接触の機会があり、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげることも可能ではないか。	●			●		●	
	訪問型サービス(第1号訪問事業)	支援の担い手にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺対策の推進につなげられないか。	●	●	●			●	
	通所型サービス(第1号訪問事業)	支援の担い手にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺対策の推進につなげられないか。	●	●	●	●		●	
	介護予防ケアマネジメント	支援の担い手にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、高齢者の自殺対策の推進につなげられないか。	●	●	●			●	
	成年後見制度利用支援	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障害等を有し、自殺のリスクが高い層も含まれる可能性も高い。必要時権利擁護と一緒に相談を受けられないか。	●		●			●	●
	認知症サポーター等養成	認知症の家族にかかる負担は大きく、心が生じたりする危険性もある。サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、リスクの早期発見を対応を目指すことができないか。	●	●	●			●	
	配食サービス	配食と合わせて相談窓口一覧等のパンフレットを配布できないか。	●		●			●	
権利擁護	権利擁護研修と合わせて、職員向けにゲートキーパー講座を実施できないか。	●	●				●		



## 第5章 資料

### 【まちづくり課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
管理	街灯	街灯に自殺対策のキャッチフレーズや相談機関の名称を貼れないか。(街灯を設置している電柱については、四国電力がNTT所有の電柱なので、貼るには承諾が必要。)	●		●					
	港湾一般管理	海岸は自殺のハイリスク地でもあり、巡視できないか。	●							
	公園管理	公園内に自殺対策の普及啓発の取組がなんらか出来ないか。ホームレスは自殺のリスクが高いため、何らかの対応が出来ないか。	●						●	
住町宅営	町営・改良住宅管理	生活困窮者や低額所得者は自殺のリスクが高いため、生活の変化や声かけを行い必要時相談ができる体制にし、必要な情報提供を行えないか。	●		●	●		●	●	

### 【産業課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
農地	新規就農総合支援	支給手続きの機会を通じて、就農者の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺リスクの高まっている就農者の情報をキャッチし、適切な支援先につなげる。	●							
産商観工光水	商工振興育成対策	中小企業経営者に対し、自殺対策に関連する相談や講演の機会を設け、従業員の健康管理の必要性を伝えることはできないか。	●		●					

### 【上下水道課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
業務	上下水道使用料賦課徴収事務	料金等の滞納者は自殺のハイリスク者が含まれることも多く、生活困窮者が必要な支援につながりやすくなる環境づくりができないか。	●						●	●
	水道検針業務	検針員が訪問時声かけや見守りを行い、生活困窮者が必要な支援につながりやすくなる環境づくりができないか。	●		●					



【学校教育課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
総務	学籍管理	必要な手続きに際して、子どもや家族等と対面する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応ができないか。	●				●			
	学校教育指導員配置	学校からの相談、児童生徒及び保護者からの相談等に対応することで、危険要因の早期発見・早期対応につながる。	●				●			
	学校現場における業務改善加速	教職員のメンタルヘルスの取組ができないか。	●	●			●			
学校教育	教育相談・教育支援	教育委員会、教職員向けの研修の中で自殺問題に関する内容を盛り込むことにより子どもの自殺対策の推進になり得る。	●	●			●			
	学校生活支援員設置	発達障がいを抱えた人や家族は日常生活で様々な生きづらさを抱え、自殺のリスクも高い。必要に応じて相談の機会や問題を抱える家族を把握し、適切な支援につなぐ。	●				●			
	相談員設置	問題行動や不登校は本人自身のみならず、家族も様々な問題を抱えている可能性が高く、自殺のハイリスクであるため、自殺対策との連動が必須である。	●	●	●		●			
	スクールソーシャルワーカー設置	不登校等問題を抱える子供は本人自身のみならず、家族も様々な問題を抱えている可能性が高い。スクールカウンセラーや専門相談員との連携、情報交換の場を持ち、支援につなげられないか。	●	●	●		●	●	●	
	小・中学校管理	学校の掲示板や廊下、トイレ等に相談窓口等のラベルを貼ったり啓発ができないか。	●				●			
	幼稚園運営	幼稚園の掲示板に相談窓口等のラベルを貼ったり啓発ができないか。	●				●			
	幼稚園一般管理	幼稚園の教員にゲートキーパー研修を受講してもらい、保護者の中で様々な問題を抱えているケースに気づき、支援先につなぐことができないか。園に相談窓口等掲示、保護者宛の手紙に入れられないか。	●	●			●			

## 第5章 資料

### 【社会教育課】

担当係	事業名	自殺対策の視点を加えた事業案	基本施策					重点施策		
			ネットワーク	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒	高齢者	生活困窮者	無職者・失業者
人権教育	人権のまちづくり大会	人権と自殺問題は関連性が強く、人権に関する事業と自殺問題をからめることができないか。	●	●	●					
	人権同和教育推進大会	人権と自殺問題は関連性が強く、人権に関する事業と自殺問題をからめることができないか。	●	●	●					
	人権教育協議会補助	人権と自殺問題は関連性が強く、人権に関する事業と自殺問題をからめることができないか。	●		●					
	人権同和教育一般管理	人権と自殺問題は関連性が強く、人権に関する事業と自殺問題をからめることができないか。	●	●	●					
	人権巡回学習講座	人権と自殺問題は関連性が強く、人権に関する事業と自殺問題をからめることができないか。	●	●	●					
生涯学習	成人式	若者の自殺対策の一環として、相談窓口一覧や自殺対策ポールペンを配布し普及啓発できないか。	●		●					
	青少年補導センター	補導委員に対してゲートキーパー養成講座の開催が実施できないか。	●	●						
	まさき文化祭	文化祭に自殺対策の普及啓発のブースにて来場者へ呼びかける。	●		●					
	文化センター一般管理	文化センターの掲示板に自殺対策のリーフレットの展示、設置ができないか。	●		●					
	分館家庭教育学級	ゲートキーパー養成講座の内容を取り入れられないか。	●		●					
	東公民館 みんなで育てる青少年活動事業	子どもの様々な悩みや問題を抱えていることを察知できる機会であり、早期に発見し、支援へつなぐ機会となるかもしれない。	●				●			
	シニア大学等	ゲートキーパー養成講座の内容を1回取り入れることはできないか。	●	●	●			●		